

平成27年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年6月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 北村五十鈴	2番 稲垣 誠亮
	3番 栢木 進	4番 岩井智恵子
	5番 中塚 尚憲	6番 山本 剛
	7番 太田 健一	8番 野並 享子
	9番 東郷 正明	10番 上杵 種雄
	11番 欠 員	12番 市木 一郎
	13番 丸山 敬二	14番 鈴木 市朗
	15番 矢野 隆行	16番 梶山 幾世
	17番 河野 司	18番 坂口 哲哉
	19番 高橋 繁夫	20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長 選挙管理委員会書記長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第48号から議第59号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第8号)) 他11件)

質疑

第3 議第48号から議第57号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第8号)) 他9件)

討論、採決

第4 議第58号及び議第59号

(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第3号) 他1件)

常任委員会付託

第5 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(河野 司君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第3番、栢木進議員、第4番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（河野 司君） 日程第2、議第48号から議第59号まで、専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度野洲市一般会計補正予算（第8号））他11件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） おはようございます。

議第52号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて質問をいたします。

国保税医療分プラス1万円で52万円、後期高齢者支援金プラス1万円で17万円、介護給付金2万円のプラスで16万円、合計4万円の最高限度額の引き上げを行う内容です。国で決まったことだからと専決処分にされていますが、国保税の前年度課税であり、どうしても4月1日施行しなければ事務が間に合わない状況ではありません。臨時議会を招集する時間的余裕がなかったためと毎回専決処分されていますが、議会での議論をすべきですが、見解を求めたいと思います。

国が決めたことと合理化していますが、最高限度額の引き上げはボーダーラインの方にとっては4万円の引き上げであり、医療分、後期高齢者支援金、介護保険給付金を合わせて85万円というのは厳しいものです。引き上げずに据え置きをしたとか、地方自治体の裁量があるはずで、限度額は、今回の限度額の引き上げによって何人の方が影響を受け、幾らの増収になるのか、お尋ねいたします。

さらに軽減措置の所得判定基準の見直しにより、何人対象になるのかをお尋ねいたします。

次に、議第55号平成27年度一般会計補正予算の専決処分と57号介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について質問いたします。

この専決処分の2件は介護保険の第1段階の保険料基準額に対する割合の軽減であります。平成27年度は第6期介護保険の改定で野洲市においては11.1%の引き上げが行われました。第1段階と第2段階が同じ0.5であり、以前から第1段階は生活保護世帯や福祉年金世帯であり、このようなところに保険料を免除している自治体、また軽減している自治体があることを紹介しておりました。今回、国が0.5を0.45に引き下げるために国が2分の1、県が4分の1を出すことになりました。一般会計で受けて、介護保険特別会計に繰り出すことになっています。このことは国も低所得者の方の保険料を引き

下げるということを認めた結果であります。しかも、軽減のために国や県が財政出動とするというのは初めてではないでしょうか、お伺いいたします。

野洲市では3,312円の引き下げで2万9,808円です。しかし、前回の第5期のときは2万9,700円であり、引き下げたとしても108円高い状況であります。397万4,000円の補正ですが、約1,200人の方が該当することになります。改正内容は大いに賛成するところですが、なぜ専決処分にされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

甲賀市は今回の定例議会に議案として出されています。介護保険料の改定は6月に行われます。事務的には大変かもしれませんが、議会開会日に提案し、採決すれば間に合います。国保の場合も同じ理屈であります。議会で議論することもなく専決処分で処理をするというのは議会軽視につながっているのではないかとでしょうか。見解を求めたいと思います。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） おはようございます。

それでは、議第52号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての野並議員よりの議案質疑にお答えをいたします。

まず、1つ目の国民健康保険税条例の改正を専決処分としたことについてのご質問でございますけれども、今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行ったものでございます。したがって、国民健康保険税の賦課期日でございます4月1日を施行日とする必要であったことから3月31日付で公布する必要がございます。

その次の今回の限度額の引き上げに伴います影響額につきましては、上限額が引き上げとなります世帯は158世帯でございます。影響額は342万円程度と試算しております。

また、3つ目の軽減措置の所得判定基準の見直しによります、その対象となる人数とのごことでございますが、5割軽減世帯が34世帯、2割軽減世帯が52世帯、その程度増加する見込みでございます。影響額は261万円と試算してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） おはようございます。

野並議員のご質問の改正に関して、賛成ではあるけれども、なぜ専決処分をされたのかということでお尋ねでございます。議第55号及び議第57号につきましては関連する議案となりますので、あわせてお答えをさせていただきます。

今回の軽減措置はその根拠となる介護保険法の施行令及び介護保険の国庫負担金の算定時に関する政令の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布をされたことによりまして、所要の改正を行ったものでございます。

野洲市につきましては介護保険料の本算定額の決定時期でございますけれども、この時期が介護保険条例の第14条の規定によりまして、第1期を通知させていただくのは6月ということになってございます。そういったことを含めまして、議会での審議をいただいてからでございますと本保険料の決定処理及び決定通知の発送が遅れてしまうことになりかねません。そういったことと、また今回の軽減の措置につきましては、内容そのものは軽減というようなことでございますので、その対象となる市民の方々に有利に働く内容であると、このようなこともございます。そういった日程の関係上も含めまして、専決処分の判断をしたものでございます。

また、ご指摘いただいております甲賀市におけます議会対応というようなことでございますけれども、甲賀市におきましては本算定の時期が条例で7月となっております。そういったことから本市の状況とは事情が多少異なっておりますので、その旨ご理解をいただきたいと思っております。

なお、同内容によります予算措置につきましても、地方自治法の第222条の2項に基づきまして今回の軽減措置に伴う条例の一部改正も予算上の措置としまして、一般会計及び介護保険事業特別会計におきましても、必要な予算措置を行うものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 国保税の限度額の引き上げはいつも専決処分ということで6月議会に出すというのが常であるんですが、しかし、これ、今、答弁の中で120世帯342万円ということで市として増収ということはこの方々が負担がふえるということですので、ですから、限度額そのもののぐんと高い人においては何らそれで天がとまっているんですから、4万円の引き上げというところ辺で大変でない方もおられるとは思いますが、しかし、そのボーダーラインになっている人にとっては、これは限度額が本当にどんどん引き上がるということにおいては、やっぱり3つ合わせて85万円ということですので、ですか

ら、かなり厳しい状況であろうかというふうに思います。ですから、専決処分で決まったことやからというのではなくて、据え置いているそういう自治体も過去にはありましたし、ですから、やっぱり議会の中で議論をするということを抜きにしてやっていくというのはいかなものかと思います。やはり、もっと、3月31日に国で決めるということ自体がちょっと地方自治体にとって、これが昔はもうちょっと早く国で決まって、議会が開けるぐらいの余裕があったんですけども、しかし、今、国の状況が本当に地方自治体に対してそういうふうなことをさせないような、もう3月31の土壇場にやってくるとか、軽減にしても4月10日改正というような、こういうふうなことは、やはり末端の自治体に対して議会で議論をさせない状況にもなろうかと思うので、やはり国に対してもうちょっと地方自治体が議会で議論をし、裁量権が発揮できるような、そういうふうな状況にしていかななくてはならないと思いますので、そういう声も上げていただきたいと思います。

この限度額の引き上げそのものは、いつも共産党は反対をしております。所得の高い人の、もう少し段階をとっていかないと、どーんと高い人は低う据え置かれているというところですからね。やっぱり、所得に応じてという応能負担というところでもっときっちり所得の高い人はもらえるという、そういう割合にしていかないとあかんと思いますので、公平になるような状況にしていかないとだめだという、根本的な問題で指摘しておきたいと思います。

介護保険ですが、私、もう一つ最初にこういった国や県が財政出動するというのは初めてではないかということをお尋ねしたんですが、それに対しての答是的にはなかったんですけども、どうなのでしょう。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 健康福祉部の樋口でございます。

ただいまの冒頭説明の中でちょっと抜けておまして、申しわけございません。国や県の財政出動するというのは初めてではないかというようなことで、過去の例の、全部はちょっとあれですけども、そういった国がそこまでの減額の財政出動としたことは今までになかったのではないかと認識しております。

○議長（河野 司君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 本当に介護保険が本当に高くなっている。当初スタートをしたときの倍になっているという状況で、生活保護世帯とか福祉年金。福祉年金は2万円もないんですね。そういうところからも1年間で2万9,808円を取っていくという、引き下

げてもそういう状況なんですからね。やっぱり、この層というのは0.45ではなくて、ゼロにすべきだと思うんです。ここから大体保険料を取るということ自体が間違っているというふうに思います。ですから、ここをゼロにしている地方自治体もありますし、0.25にしている地方自治体もあるということでこれまでからも私は発言もしているんですけども、国も0.45に引き下げという意味ではこの層が大変になっているという認識を国もちょっとは認めたんやなというふうに思うんですけども、しかし、これだけ引き下げたというても、前回の5期と比べたら108円高くなるんですから、やはり介護保険そのものについてはもっともっと根本的な、本当に第1段階は保険料をゼロにするというようなことを地方自治体からも上げていっていただきたいと思います。

先ほど専決処分の問題に対して甲賀市が7月通知だから、間に合ったんだというふうなことをおっしゃいますけども、7月通知にしても6月議会最終になりますから、ですから事務的には大変な状況やとは思いますが。ですから、野洲の場合も、やはり議会でこういう問題も議論をしていくという、そういう道をしないと、何でもかんでも国が決めたことだから、いいことやからいいんですけども、国が決めたことだからといって、専決処分にしていくというのはちょっといかがなものかと思います。

臨時議会を開く間がなかったって、4月10日からこの6月までの間になかったということはちょっといかがなものかというふうに思います。やはり、臨時議会を開いていくという努力をどこまでされたのかというのが私は1つポイントになると思うんです。臨時議会を開こうというふうな努力がされたのか、それとも国が決めたことだからということで専決で行こうということにされたのか、そこら辺あたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 健康福祉部の樋口でございます。

臨時議会を含めた日程調整をされたのかというようなことでございます。今回、こういったことで日程の関係も含めまして、事務局の方とは日程調整はさせていただいております。また、もう一点、これはうちの事務的な内情もありますけれども、税務の方で税額が確定いたしますのが5月末でございます。その税額の確定をもって、それぞれの方への、いわゆる税額からの保険料額を算定させていただく、こういったことになりますので、非常に6月に発送をしていこうと、このようになりますと、非常にタイトな状況でございます。なかなか日程も含めまして、確保できなかったというのが実情でございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） おはようございます。

それでは、議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第3号）について議案質疑を行います。

まず1点目に、この補正予算の歳出におきまして、概要として整備基本計画の主に事業収支計画の内容精査に係る業務委託料の計上として500万円が計上されています。事業名としては市立病院整備推進事業費、中身は基本計画精査支援業務委託料となっています。まず、1点目は業務の具体的な内容、ものは何なのかを伺います。

2点目に、今回2月定例議会で継続審議となっていた新病院の基本設計予算が初日の議会開会日採決で賛成少数で否決となりましたが、この基本設計予算とはまた別立てでこの500万円の予算を組んだ理由を伺います。

3点目に会派勉強会でのやりとりの中で、この補正予算について不安な点をリセットするための予算であって今後の基本計画とかぶる部分を先取りでやることにもなるため、無駄なものではないという説明がありましたが、基本設計とかぶる部分や先取りで行うことになるという内容とは、具体的なものは何なのかを伺います。

4点目に、この補正予算と関連する資料として5月22日の全員協議会で配付された「(仮称)野洲市立病院整備に係る課題と今後の予定について」の中に、基本設計に係る補正予算案が議会で継続審査となったことから予定していた工程を大幅に変更せざるを得なくなったと数カ所に書かれています。会派勉強会での質問に対しても継続審査や附帯決議がなければ出なかった予算との答弁でした。要するに、新病院の計画が遅れるのも、今回余分に500万円の予算を組まなければならないのも全て議会に問題があるようなことが記述されておりまして、これはこれまでの市長の発言の中にも多く見受けられています。

しかし、県との今後の交渉において収支計画の見直しや精査はそもそも不可欠なことであり、継続審査にならうがなるまいが、附帯決議があろうがなかろうがもともと必要なことであると考えます。起債の発行許可や地方交付税の措置がされるのかだったり、市立病院化による公務員増で国のペナルティーがあるのではなどといった懸念がある状態で課題クリアができていない収支計画等をつくってきたのは行政側であります。その反省をなくして、継続審査や附帯決議に責任を押し付けるのはいかがなものかと感じています。あえて言うならば、これまで2回にわたってコンサルに委託した収支計画の不備こそが税金の

無駄遣いとも言えるのではないかと思います。そこで、これまで収支計画に関してコンサルに委託してきたトータルの金額を伺います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまの太田議員の議第58号平成27年度野洲市一般会計補正予算のうちの業務委託500万についてのご質問にお答えいたします。

4問ありましたので、1問、2問を私がお答えをいたしまして、あとの3問、4問につきましては担当部長の方からお答えをいたします。ただ、一連の質問ですので、全体に関わる部分も含めて私がお答えいたします。

1問より先、2問をお答えした方がいいと思うんですが、2問はもう今の自らご指摘いただきましたように、理由は継続審議になっていた予算を年度がかわってから委員会で採決されて、そしてそこに附帯決議がついていまして、その附帯決議の中で市民の期待に応えるよう必要に応じて基本計画の精査及び見直しを行うことという内容でありましたので、それに応えるために補正予算を組んだわけであります。

内容につきましては、これも提案説明で申し上げましたように、基本的には一番直近の野洲病院のデータ等とか、制度的なものを加味してということです。昨年度につくった基本計画がどうだったかといえば、例えて言えば、及第点には達しているけれども、せっかく時間とチャンスをいただいたのであれば、よりよいものにすると。及第点であったけれども、できるだけ今後の事業の進捗が円滑にいくようによりよいものにすると。何でもそうですね。いろんなトッププレイヤーでも頑張ったけれども、まだもっと頑張れたということがあつたのと一緒で、私も一昨年お示しした基本計画はベストではないと思っています。でも、ベターではあると。でも、せっかくの時間があるのであれば、ベストにした方が後いいと思っています。

それと、継続審議になって云々という、これも今さらのことなんですが、今、まだ事実解明を行っています。前も言いましたように、これは内部のことではありますけれども、今も客観的に調査をしています。1月29日の評価委員会に出した資料は私は納得していませんけれども、もう評価委員会の日程が決まっていた。正直に全部出しましょうと。なぜあれだけ赤字になっているのかがその時点ではわからなかったのので、実質、評価委員会がやってから、私も入って精査をいたしました。その結果が16年、15年で黒字転換、そしてから、単年度はもう当初から赤字補填をしないという形です。これは病院としては

成立をしております。

それと、起債が認められないとか病院許可が得られないとか交付税が付かないということは私は一切ないということで、我が国、県と協議している中ではないと言っているんですけども、特に県の委員がそういうことを言った、16年では認められないとか。これについてはこれ、直近の情報ですけども、作為が働いていたのではないかとするので、多分、今日やってくれていると思いますけども、県から来ていた委員の発言に対して、今、情報公開を求めようとしています。本当に意味がわからない。あえて言えば、滋賀県の市町村振興課の想定発言メモというのが野洲市のコンピューターから出てきました。そのファイル、これはワードですから、そのワードの一番もとがありますね。一番つくったときの文書名とかが載っています。その文章が知事答弁と書いています。知事答弁のワードファイルが野洲市の職員のコンピューターから出てきました。そこにはこういう発言をして下さいと、これ、市町村振興が誰に言ったか、これはまだもちろんつながんとだめなんですけど、滋賀県代表の委員に要請している文章です。そして、その内容は誰から送られているのかと。これは確認なのか、情報を出したのかはわかりません。これはまた後ほど公開いたしますけどね。地域戦略室と書いてあるわけです。野洲市はこういうこと、市長はこういうこと言うかもわからんけども、こういうことを言って下さいと。これはすごいことです。

職員のヒアリングでもつじつまが合わなかったので、いろいろ調査をしてくれていたら文書が出てきました。一昨日から、私はやりたくなかったんですけども、これは業務上ですから、今の年金機構じゃないですけども、メールでやりとり、ログを今調べてもらっています、本人が承諾して。本人が承諾なくてもいけると思うんですけども。私はそんなことまでやりたくないんですけども、職員のやりとりをやっていただいて、内部調査をしました。つじつまが合っていない。そして、別途いろいろな資料を探っていたら、今言ったようなことです。今、議員の皆さん方にも混乱をかけているし、行政と議員の皆さん方には混乱をかけている。

ですから、私は提案説明のときにも本来、当初予算で提案したかったけれども、できませんでしたと、本当に心から謝っています。ですけども、経過は全部公開をしています。ふらふらとおっしゃっているのも、ふらふらせざるを得ない状態、これ、私も県が関与していると思っています。職員というよりは相当県の職員が否定的になっている。そして、県の評価委員会の代表である委員はこれ、私が親しい職員であったということもあって、

じきじきに頼みに行っています。候補者は2人いたんですけども、どちらがいいかといえ
ば、現場に近いということで頼んでいます。その人は保険、医療の代表として発言を期待
していたのに市町村振興課、総務の代弁をしているわけです。その間にもある機会があっ
て、県庁の課長級の医療関係の職員であって、これこれと相談していたら、もう総務が厳
しいから総務に押し切られていますと言う。それはそのとき、そんなもんかなと思ってい
たんですけども、今回図らずも滋賀県総務部が絡んで野洲市の病院に対してかなり否定的
な、圧力とは言いませんけども、そういうことを言っています。

太田議員の会派が調べにあっていただいて、地方交付税が付く、認可が受ける、起債も
オーケー、これは私、当初から言っています。総務省も私は行っていますし、滋賀県庁の
部長ともしゃべっています。ご確認いただいてありがたいんですけども、その後皆さん方
が行かれた後も新しい部長にも、もともと親しい人間ですからしゃべっています。だから、
変なんです。私の言っていることが信頼されなくて、いろんなノイズですね、ノイズが
心配される。そこに職員も影響を受けていたと思います。いずれにしても、ベストではな
かった。何とか辛うじてクリアはしたけれども、もう1段、せつかく時間とお金を付けて
いただけるのであれば、すかつたしたいと、そういうことが今回の趣旨であり内容であり
ます。

あとの3問、4問につきましては部長の方からお答えをいたします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） それでは、太田議員の質問の3点目、4点目について
私の方から答弁をさせていただきます。

3点目の基本設計とかぶる部分や先取りで行う部分についてということでお答えをさせ
ていただきます。先般、継続審査の後、否決となりました基本設計業務等の委託費を盛り
込んだ予算案をもとに申し上げますが、基本設計業務と並行して進めるためにこれとあわ
せて計上しておりました医療機器・什器備品整備支援業務委託料、これが今回の補正予算
による精査業務で予定をしております現野洲病院から市立病院へ転用する医療機器等の精
査業務の委託料とかぶることから、主にこの業務がご質問の該当する部分であるというふ
うに考えております。

また、駅前という立地条件、あるいは新築の効果による収益の精査につきましても、基
本計画改定作業として病院設計支援委託業務の中に一部計上していたことから、これも先
取りという形で実施できる部分であるというふうに考えております。

それから、4点目の質問でございますが、まず5月22日の全協で配付をいたしました資料でお示しした内容も会派別勉強会で担当職員が述べている内容も事実について脚色することなく、客観的に表現をしているにすぎないものでございまして、行政側と議会の間にも問題があるというように踏み込んだ内容になっていないというふうに考えております。

さらに、課題をクリアできていない収支計画等をつくって、その反省がないということでございますけれども、課題として例示をいただいている起債許可、あるいは交付税の措置、公務員増のペナルティーなどといった懸念材料を取り上げて不安だというふうに言い出されましたのが議会からの意見として出されたものでございます。市としては先ほど市長の答弁にもございましたように、そんなことはないということで一貫して考えておりましたし、年度末に予定どおり基本計画を現の内容で策定し終えたところでございます。実際、その後、その後の確認によりまして、交付税措置がなくなるのではないかとといった、そうした懸念材料については誤認であったということも明らかになったところでございます。このことからご指摘の課題がクリアできていない収支計画等をつくったということ自体が事実でないというふうに考えておりますし、反省がないとか、あるいは継続審査、附帯決議に責任を押し付けるといった、そうしたご指摘にも根拠がないのではないかとこのように考えているところでございます。

次に、収支計画の不備が税金の無駄遣いのご意見でございますけれども、基本構想、基本計画のそれぞれにおける収支計画につきましては、その策定の時期、あるいは計画の内容の熟度の違いによる相違はございますけれども、基本計画については策定過程の実務に係る精査、向上の余地はあるものの、最終案としてお示しをしたそれぞれの内容についていずれも一定の合理性を有している内容であったというふうに考えております。

さて、ご質問のこれまでのコンサルに委託してきた金額についてということでございますけれども、平成24年度の可能性検討の際の委託費につきましては262万5,000円でございます。それから、25年度の基本構想策定の際のものが400万円でございます。26年度の基本計画策定の際のものが1,478万4,000円、3つ合計いたしまして2,140万9,000円となっております。

なお、これらの各業務の委託に関わってご承知いただきたいことといたしまして、本市の場合、病院の整備計画等のレビューをいただく専門の先生の委嘱については先生方からの本市のこの地域医療政策に寄せていただいている期待感と市との信頼関係に依拠をしま

して、一般の会議報酬と大差ない報償費で直接お願いをしております。仮にこの委託業務の中にこういった専門の先生にレビューをお願いする業務を含めていたとした場合、そもそもこれほどの先生には協力いただくことができなかつたのではないかというふうに思われますが、費用については相当な金額が本来必要になっていたものというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 太田議員。

○7番（太田健一君） よう答えてもらってありがとうございます。

そもそも今回の500万に関しては、私たちは賛成をしています。ただ、先ほど僕も最初に話しましたが、今、答弁の中ではそうではないということを言われていましたけど、附帯決議をやったからとか継続審議があったからといったような、やっぱり書かれ方を受けて、議員の多くの人たちもそこに引っかかるところが、感情的な、気持ち的な部分ですけど、物すごい引っかかるところがあるんですよ。

例えばですけど、今回のこととはちょっと話が変わるかもしれませんが、病院建設と固定資産税の増税ということがセットに出されているように、市長は違ふとそれは別立てだと言われているけど、一般市民からすると、増税するか病院つくるかみたいな受け取れ方を、やっぱりされるような内容に、説明もそうだし、文も、受けとめられるところがあるので、その点に関してはすごく引っかかるところがあったので、こういう質問をさせてもらいました。

500万の内容に関しては、今、勉強会のおきも説明されたことを改めて言ってもらったので、医療機器買い取り、野洲病院から新病院に買い取りすることに関しての詳細金額、年式、耐用年数とか、そういうことだったり、URとの連携したものの附帯施設とか、そういう相乗効果を数値化すると言われたことは、これは大切なことなので、その分はかぶるということも納得できますし、これはしっかり進めていきたいと思います。

市長が先ほどいろんな不安、議会であつたり、内外からの不安な声とか疑問とかということに関してはないというふうに市長はずつと言われてきて、私たちもそれで進めてほしい、それは行くものだと思っていたのが今回、こういう感じで、改めて500万と出てきたので、少し疑問に感じたところがあつて質問させてもらいました。

市長の方からも言ってもらいましたが、このチャンスをいただいた僕たちが継続審査ということに、本人賛成しましたし、それで継続審査になっていろんなことを調べました。

市長が言われたとおり、総務省が、いわゆるペナルティーをかけることはない、交付税措置もちゃんと行うということをこっちもしっかり確認できましたし、県に対しても要望を行いました。改めて県の健康福祉部では病院は必要やということもはっきり言うておられましたし、野洲には中核的医療施設が必要やということもしっかり、はっきり言うておられたので、今、ちょっと今回の議案とはずれますけど、増税とリンクをして出てきている感じに、議員も市民も受けているところはあるんですけど、それはリンクさせるのではなくて、改めてこの精度が高くて市民から理解を得られるような収支計画、基本計画を策定して、早期に新病院建設を進めていってほしいということを要望、求めておきます。もう答弁はいいです。

○議長（河野 司君） 次に、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） おはようございます。

それでは、第59号野洲市税条例の一部を改正する条例について質問します。

この議第59号の条例改正は国のマイナンバー制度移行に伴うことにより行われるのではないのでしょうか。行政手続における個人を識別するための利用等に関する法律の施行に伴い、本年10月から国民一人ひとりに番号が付けられ、国民総番号制が2016年1月から利用が開始されて、17年7月地方公共団体で連携が開始されて、実施から3年以内に民間団体にも拡大されます。また、このマイナンバー制度は個人の医療情報や加入保険、戸籍や旅券にも拡大されようとしています。しかし、このマイナンバー制度は法曹界をはじめ、研究者や多くの団体から国民へのメリットや情報漏えいの危険が指摘されており、国の初期投資3,000億円、稼働費用に300億円もかけるというもので、本市でもマイナンバー制度導入経費に27年度予算5,648万4,000円計上されていますが、導入を決めたイギリスでも人権侵害の危険と巨額の費用がかかるとして廃止され、アメリカでは毎年30万件以上の情報が流出しており、個人情報が悪用されています。国の進める施策ではありますが、市民の人権を著しく奪いかねない制度であると思いますが、見解をお尋ねします。

もう一つ、市町村たばこ税は地方税法に基づき課せられる税金ですが、これまで紙巻きたばこ3級品は特例税率とされてきましたが、今回この特例税率が廃止されます。廃止理由は国では健康の観点からたばこ消費を抑制することを目的としています。これまで紙巻きたばこ3級品は高齢者が多く愛用していたため消費が減っており、採算がとれなくなることがないようにとこれまで第1種紙巻きたばこ3級品は2分の1に税率を軽減する措

置がされてきました。しかし、2010年度税制改正後に銘柄別売り上げが上位10位以内に入るほど伸びていることを踏まえると、高齢者以外の消費がふえているとして他の製造たばこの税率との整合性を図ることにより、国民の健康増進に資するなどの理由にたばこ3級品の経過措置の終了としています。しかし、なぜ紙巻きたばこ3級品の消費がふえたかは、社会保障の削減や消費税増税が大きく影響していることは明らかです。暮らしが大変だからと1円でも安いものを消費者が選んでいるのではないのでしょうか。

本市での昨年度のたばこ税率額はどれくらいになるのか、この紙巻きたばこ3級品の税率見直しで本市にどれだけ税収入がふえるのかをお尋ねします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、議第59号野洲市税条例の一部を改正する条例について、東郷議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、1つ目のマイナンバー制度に対します見解についてでございますけれども、今回の税条例の改正につきましては提案理由でも申し上げましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

その内容の1つに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる通称、番号法ですが、本年10月から施行されることに伴いまして、各種市税に係ります申告書等に個人番号、または法人番号の記載を求めるといったものが含まれてございます。これは全国一斉に始まります制度に対応するための改正でございます、この場で制度自体に対する見解を述べさせていただくことは議案質疑の趣旨に沿わないと考えますので、答弁は差し控えさせていただきます。

続きまして、市町村たばこ税に関しましてですけれども、1点目の本市での昨年度のたばこ税の収入額につきましては3億4,446万746円であります。

2点目のたばこ3級品の税率の見直しによります税収の増額につきましては、昨年度と同様の売り上げ本数とした場合でございますが、経過措置を終える平成31年度で744万2,234円の増額となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） 国の27年3月31日公布で、それで全国に一斉に行えるものによる、要は国の政策、国の制度によって、野洲市の市条例を改正していくということなん

ですけれども、やっぱり、このマイナンバー制度は赤ちゃんから大人まで全てのそういう個人情報を入れるものになっており、そこに道を開くものであって、最近でも公的年金が、情報が125万人も流出して、また国民はそれが悪用されないか、またプライバシーが侵害されないか、そういうこの制度に対しての疑念を持っておられます。ぜひ市民のそういう心配、そういうものに対して、国の制度やから野洲市だけ引くということはできないと思いますけれども、そういうことに対してどのように思われますか。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 私が答弁を差し控えさせていただいたのは国の制度からというわけじゃなくて、今は税条例の一部改正というのが提案させていただいておまして、マイナンバーに関する提案はさせていただいているわけではございませんので、その観点から答弁を差し控えさせていただいたということでございますので、したがって、ただいまの再質問にもお答えさせていただくことはできないというふうに認識しております。

○議長（河野 司君） 東郷議員。

○9番（東郷正明君） マイナンバーの観点で市条例ということなんですけれども、そこにつながっていくような条例が、やっぱり連動していると思うんです。そういう面ではここ、いろんな情報管理、大変だと思いますけれども、漏れないように、またあわせて検討をお願いします。

それと、たばこのことなんですけれども、744万2,000円ですか、税収がふえるということなんですけれども、それは、やっぱりそれだけ市民に負担がかかってくるということだと思うんです。市民にとったら、1円でも安いものを飲んで、たばこ吸って、本当はたばこも、僕自身は吸わないけど、吸わない方が健康にいいと思うんですけれども、そういう吸わないで健康を促進するような呼びかけをまた行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（河野 司君） 議第48号から議第57号まで専決処分につき承認を求めることについて（平成26年度野洲市一般会計補正予算（第8号））他9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第48号から議第57号までの各

議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、議第48号から議第57号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第48号から議第57号までの各議案について、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。まず、議第48号専決処分につき承認を求めることについて(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第8号))は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第48号は原案のとおり承認されました。

次に、議第49号専決処分につき承認を求めることについて(平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第49号は原案のとおり承認されました。

次に、議第50号専決処分につき承認を求めることについて(平成26年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号))は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第50号は原案のとおり承認されました。

次に、議第51号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例)は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第51号は原案のとおり承認されました。

次に、議第52号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第52号は原案のとおり承認されました。

次に、議第53号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第53号は原案のとおり承認されました。

次に、議第54号専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市一般会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第54号は原案のとおり承認されました。

次に、議第55号専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市一般会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第55号は原案のとおり承認されました。

次に、議第56号専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市介護保険事業特別補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第56号は原案のとおり承認されました。

次に、議第57号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市介護保険条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第57号は原案のとおり承認されました。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、議第58号及び議第59号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他1件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第58号及び議第59号の各議案は会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第15番、矢野隆行議員。

○15番(矢野隆行君) 皆さん、おはようございます。

5月の定例会におきまして、私、3点大きな課題として質問させていただきますので、どうか明快なご回答をお願い申し上げたいと思います。

まずはじめに、1番目でございますけれども、義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定の取り組みについて伺わせていただきます。

地方自治体が独自性を発揮し、実践を強化するために成立しました地域主権一括法、この一括法のうち、第1次と第2次一括法は2011年4月に本格施行を終えたところでございます。地域主権一括法施行までの背景につきましては1990年代に入って地方分権が我が国の政策課題として浮上し、93年に国会で地方分権の推進に関する決議が行われたところでございます。これを受けまして、95年には地方分権推進の基本理念を定めた推進法が成立、さらに99年には3つございますけれども、1つ目は国と地方の役割の分担の明確化、2つ目は機関委任事務制度の廃止、3番目は国の関与のルール化、こういったのが盛り込まれた地方分権一括法が成立しております。地方分権改革の気運が高まりを見せる中、国と地方の財政悪化や税収と歳入の不均衡などの事情が重なりまして、国と地方で税財政改革が迫られておるところでございます。

そこで、2002年から国庫補助金負担金縮減や国から地方への税源移譲、地方交付税改革を一体として行う三位一体の改革が進められたところでもございます。さらに国と地方で重複する事務の見直しなどの役割分担が課題となる中、地方分権改革推進委員会は2008年5月と12月、さらに2009年10月と11月と4回にわたって自治体への権限委譲の義務付け・枠付けの見直し、さらには国の出先機関の見直しなどを政府に勧告。さらにこの勧告を受けまして2010年4月に第1次、同年8月には第2次の地方主権一括法が相次いで成立いたしました。4月から本格的に施行されております。

この義務付け・枠付けの見直しに関する第1次、第2次一括法では1つ目は施設・公物設置管理の基準、2つ目は協議同意、許可・認可・承認、また3つ目におきましては計画等の設定及び手続、この3点の重要事項につきまして国の義務付け・枠付けを見直す改革が行われまして、このうち、これまで国が全国一律に定めてきました公営住宅、道路などの施設・公物設置管理基準等を条例に委ねる、いわゆる条例委任の拡大が住民に身近な目に見える効果が期待されるところでもありました。この義務付け・枠付けの見直しには多岐にわたるそのメニューから独自の取り組みの優先度が高い政策課題を取捨選択しなければならないわけがございます。この選択の幅ができたということはこれまでの国の基準を適用した場合でも説明責任がある、従来どおりだから説明責任はないというものでなく、国の基準を選んだ理由を明らかにしなければならないとなっております。

そこで、何点か質問させていただきます。まず、1つ目でございますけれども、この義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定による本市のこれまでの各分野による取り組みにつきまして伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） それでは、矢野議員の義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定の取り組みについて、1点目の義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定の本市の取り組みについてということでご質問にお答えをさせていただきます。

本市における義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限委譲に伴う条例制定の取り組みについてでございますが、地域主権改革を進めるためのこれまで国が一律に決定し、自治体に義務付けてきた基準、施策等を第1次地方分権一括法、第2次地方分権一括法等により自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改める動きとなっております。

これまで本市では道路、河川、都市公園、下水道などに関連する技術基準、あるいは介

護保険関係で指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準などを条例化するなどの対応を進めてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 少なからずも野洲市の状況といたしましては前に進んでいるという状況だと確認させていただきました。

それでは、2つ目でございますけれども、これからの進捗状況につきましてちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） これからの取り組みについてでございますが、義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限委譲については広範な内容となっておりますので、第1次地方分権一括法、第2次地方分権一括法でも本市には該当しない条項も中にはございました。

平成26年の第4次地方分権一括法からは新たに全国一律ではない、提案募集型というのが導入をされております。現在は第5次地方分権一括法、これは先日、6月2日に衆議院を可決しておりますけれども、今国会で審議をされているところでございます。こうしたことから本市の状況を踏まえた対応を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 参議院で第5次は今ちょうど始まった状況ではございますけれども、これは監視していきたい、こういった思いでございます。

そういった中でありますけど、3つ目の質問といたしまして、国の基準を適用した場合でもこれは説明責任があるわけでございますけれども、こういった点の取り扱いについて見解を伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 国の基準に対する考え方についてでございますけれども、国の基準に疑義がある場合、あるいは野洲市独自の要因がある場合などについては市で独自基準の検討も必要ですけれども、市で独自の基準を設けるためにはデータに基づいた市独自の合理的な判断が必要となってくるというふうに考えております。

国の基準につきましては一定のデータの解析、あるいは判断の積み上げの結果で出ておるといことから、権限委譲によりまして市で定めた基準の多くはこの国の基準を参酌した上で市の基準として定めたものとなっております。広範にわたって権限が委譲されたことから、個々の基準について説明はできませんけれども、国の基準を参酌した場合におきましても、市の基準として定めたものにつきましては市に説明の責任があるというふう
に認識をいたしております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 政策部長がおっしゃっているように僕、冒頭に書いているような住民に身近な目に見える効果が期待されるということでもありますので、こういったのもちょっと行政として市民に宣伝と言うたらおかしいですけども、ご苦勞されている状況を何かの形で見ていただきたいなという思いもあるわけでございます。

そんな中でありますけれども、今まで懇々と説明していただいた中でもこの5年間も経過しておるわけございまして、これまでの4番目の質問としてはこの5年間で本市に影響が多にあったような案件があるのかどうか、そういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） この5年間で本市に影響があった案件についてでございますけれども、道路、あるいは河川の技術基準、あるいは介護保険サービスの設備や運営に関する事など6件の条例制定、それと7件の条例の一部改正を実施してきたところでございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今、5次地方分権で参議院の方で今審議されておりますので、新たな案件が出てくるとは思うんですけども、たちまち、今、部長がおっしゃっていた中で、ないのが公営住宅の入居者の基準、こういったのはどういった状況になるのか、これから見直しというのが高齢化が生まれて不具合な点がないのか、そういった点はどうされるのか、そういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） ご指摘の住宅の関係につきましては、これまで1次、2次という一括法の中で改正をしてきたわけですけども、そういった中で必要な部分という中には入っておらないということで、今後につきましては必要が生じたところでまた

検討させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） といいますのは、高齢の方が今入居されておりました、保証人という方がもう高齢化されていまして、実際、保証人として保証できるのかという現状がありますので、そういったのもちょっと調べていただきたい、こういった思いがあって、ちょっと声かけさせていただきました。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

本市の財源確保としてちょっとお伺いさせていただきます。その中で自治体主体のクラウドファンディングというのがありますので、こういった資金調達方法についてちょっと質問させていただきます。

クラウドファンディングとは賛同するアイデアやプロジェクトに対しまして、誰でも簡単に寄附や少額のお金を支払うことができるネット上の仕組みのことです。神奈川県鎌倉市の観光商工課は一昨年、平成25年11月1日クラウドファンディングを通じまして、観光施設整備事業かまくら想いプロジェクトを開始しておりました。地方自治体が主体となりまして、観光施設整備事業のためにクラウドファンディングの手法を使って資金調達を行う試みが全国初として注目を集めていたところでございます。今後、税金に頼らない施策の1つといたしまして、このインターネットで不特定多数の人々から小口の資金を募るクラウドファンディングを活用しまして、地域振興に生かそうとする取り組みが広がっていくと予想されております。

つきましては、鎌倉市の他にも大阪府、名張市の事例も参考にいただき、自治体における事業の予算確保のための新たな手法を提案する取り組みを提案したいと今回、出させていただきます。

実例をちょっと紹介いたしますと、例えば先ほどの鎌倉市の場合は鎌倉市観光商工課で鎌倉を訪れる方々により快適により楽しく観光していただけるよう観光施設を整備しておりますが、その一環として観光スポットを案内する観光ルート板を市内約140カ所に設置しております。今回、ジャスト・ギビング・ジャパンを通じまして、鎌倉が好き、鎌倉を応援したいと思って下さる鎌倉ファンの皆様から寄附を募り、以下の10カ所に観光ルート板を新設しようとするプロジェクトを立ち上げたそうでありまして、ルート板を設置するには1基につき約10万の費用が必要で、本プロジェクトでは1口1万円として寄附を募りまして、寄附をいただいた方のお名前を新設するルート板に刻むというものでありま

す。

他、名張市の場合は名張市が2,007人に地域活性化をしたい市の住民や名張市の応援団として協力して、幸福の黄色いハンカチ基金を設立しておりますが、ソーシャルメディアの普及に伴い、2013年3月にクラウドファンディングを活用した名張市活性化のプロジェクトを応援する取り組みを開始しております。

そして、次の何点かをちょっとお伺いさせていただきます。この1番目でございますけれども、クラウドファンディングに対する認識について伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、矢野議員の自治体のクラウドファンディングに対する認識についての質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にもございましたが、インターネットを通じて不特定多数の方々に比較的少額の資金提供を呼びかけ、一定額が集まった時点において事業実施を行うといった手法であるというように認識をしているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 認識していただいているということなんですけれども、例えば、2つ目でございますけれども、今年度も計画されております花火大会、こういった事業に対しても取り組みの中で今度は200万程度予算を組んでおりますけれども、これに対するこういった手法を使えないかということではちょっと今回お伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 先ほどもお答えをさせていただいたところでございますけれども、クラウドファンディングといいますのは予定している資金が集まってようやく事業を実施しようと、こういう事業でございますので、今回ご提案のような花火大会など、日程が決まっている事業といったのは馴染まないのではないかなというように考えておるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） この花火大会は企業からの募金というのもあったんですね。その辺、ちょっとわかる範囲内でもしよかったら、200万に対して企業の募金というか、

あれもあったんですね。何かその辺、わかる範囲であれば、また教えていただきたいんですけど。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 多分、今回、実行委員会を組織しておりますので、そういった中で商工会さんでありますとか、今回、実行委員会の事務局を商工会にお願いするんですけども、そういった形で市内の事業者に寄附金を集めるといった形で、今回のクラウドファンディングはネット上ですので、不特定ですので、市域、野洲市以外、はよ言うたら、日本全国になると思いますので、若干意味合いが違うのではないかなというように思っております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、先ほど、馴染まないということであれば、今後、計画される野洲でどういった事業が、これから展開されるかわかりませんが、このクラウドファンディングのこの取り組みについてできるような事業はないか、ほの辺、ちょっと見解を伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 現時点なんですけども、現在のところ、取り組む予定はないといったところが現状でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 表題にあります、要するに自治体の財源を確保するということにおきまして、今回4番目でございますけれども、都市計画税というのが以前話題になっておりましたけれども、これに取り組んだ場合、今現状そういう環境整備がどこまで整っているのか、こういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 4点目の都市計画税のご質問でございますけれども、これにつきましては過去に議案提出を見送った経緯がございます。その際の要因といたしまして、主に市街化区域の設定に一部合理性が欠けていたということ、それから市街化区域へ明確で集中した投資が十分になされていなかったことなどについて、市民全体の十分にご理解が得られなかったということにあったというふうに考えてございます。

現在、積極的に雨水幹線事業などの取り組みを進めておきまして、都市基盤整備に係る財源の重要性は増しております。しかしながら、現状の市街化区域の設定につきましては

容易に見直しをできるというものではございませんので、現状においても都市計画税の導入に向けた条件整備ということにつきましては進んでいないというのが現状でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 部長から整っていない現状があるということなんですけども、この整備をしていくという方向性は今のところ考えておられないのか、その辺ちょっともう一度伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） ただいまも申し上げましたように、既に市街化区域の線引きがされておる、いろんな飛び地になっておりますけれども、それをまた外していくということも不可能でございますし、新たにそこに投資をしていくというのもなかなか今の段階ではできないというふうに考えておりますので、この市街化区域の見直しと申しますか、そうしたことができないので、なかなか現状としては環境整備というには至らないというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、5番目、6番目と課題を出してございまして、次は市長にちょっとお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、この冒頭にあります財源確保という意味でこれからの都市開発するにあたりまして、財源の確保のために都市計画税を一時出されたんですけれども、今後の取り組みについてのちょっと見解を伺わせていただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の都市計画税も含めた今後の財源確保の取り組みについてのご質問にお答えします。

都市計画税はまだ市は市ですし、都市計画区域を持っていますし、その中で市街化区域と調整区域を持っているので、そういう意味ではもう正当な税制度だと思っています。本来ですと市になったときに創設をしておかないだめなんですけど、それをやるどころか、水道料金を1,000円以上上げて、市民に合併誘い水をやっているわけですし、とてもそんな雰囲気じゃない。合併した途端にコミセンをぼこぼこ建てて、市民には安心感をもたらしているわけですね、逆に。

ですけれども、私は就任してすぐに、その年がリーマンショックの年でした。法人市民税が20億円組んでいました。それが約10億円になりました。次年度の見込みはそれが

半分になるという見込みで実際4億台になりました。そういう中で集中改革プランをやると共に、私もそう思っていましたし、庁内の職員の多くもそういうことでしたし、市民の方、議員さんもそういう提案もあったので、都市計画税を創設しようということで約1年ばかり本当に市民との懇談会を持ちました。今から思い出してもよう回ったというぐらいに朝も昼も、呼ばれたら全部自治会も行きました。大方は賛成だったと思います。ですけども、最後に強固な反対がありました。

特に、文書をお示ししましたように、なぜなんか、合併する前の旧の中主町の自治会の会長さんから自治会の公印まで押して、私の部屋に来られました。これはかなり厳しい。ちょうどそのときに旧の中主町役場の庁舎問題も課題になっていまして、私の心配としては、何かうわさで後で聞いたら、リコールするという話もあったみたいですけども、私、リコールされるよりはいずれにしてももう一回分裂ムードになると困るなということもあって下げました。そのときの大きな論理は、やはり市街化区域の設定の妥当性のなさです。

一番大きいのが近江富士団地、もともとあそこは調整区域で開発したのに、工業団地をつくる時に抱き合わせであそこを市街化区域にしています。一方では、当時、今みたいな地区計画はないんですけども、調整区域に開発をしています。特に私がそのときに聞いたのは、今回、3年前に市街化区域に入れましたけども、市三宅、四ツ家のあたりの開発、沿道サービスで、あったものはいいんですけど、沿道サービスでなかったものまでが調整区域が、いわゆる裏口手続でやられているという情報がどんどん入ってきました。あんなところは調整区域でありながら、かからないのではないかと。場所をご存知ですね。地産地消でやって、公的な名目で実際は民間の飲食店になっています。あるいはコンビニの駐車場に抱き合わせて、調整区域の田んぼが転用されているという情報が入ってきた。今回、私、そういうのがややこしいので、17.4haを全部やりましょうと。職員はもっと小さくしようとしていたんですけども、もうそういう不満を解消しようということでやりました。

野洲は、どこのまちにもある程度あるんです、私の県庁にいたし、土木にも8年いましたから、でも、余りにもひど過ぎる。でも、本来は都市計画税でやらないといけません。ですけども、この現状でやると不公平が実際課税に関わってくるということでした。本当に職員と、まだここにも残ってくれていますけど、心血注いで私はやったつもりですよ。でも、この反動には耐えられない。一方では優良地で裏口入学で農地転用している人がいる。一方では昭和40年代から住んでいて、調整区域が整ったのに別の開発の抱き合わせ

で市街化区域にされてしまっている。だから、そこがあぶり出されるわけなので、押されました。

そのときに先般もお示ししましたように、野洲は均等ではいいのではないかと、下水道も農村地域も集落もやっているじゃないかと。集落排水も同じようにもう下水道やっているよと。いわゆる都市設備に係る付加的な経費をみんなで持っている。その分は結果的には福祉、医療とか子育てが削られているわけですね。だから、はっきりそのときに0.1を乗せる提案を私の部屋でいただきました。あの文書にそこまで書いていませんけど、公平な課税をしてほしいと、これが持ってこられた方、そこには、今、ここにはおられないと思いますけども、市議員さんも何人かおられました。その後も何人かの市議員さんから、もう今、OBになった方もありますけども、「都市計画税をかけたらどうですか」とおっしゃったんですけども、私はあのときにぎりぎりやって、本当に条例案までつくってましたし、市の広報の3月号に、今、都市計画税をご提案していますと、これはもうわかる話ですから、市民の皆さん方にあれだけ会議を開いたんですから、載せて、最後のぎりぎりにレイアウトを変えてもらって、削ったぐらいとこまで行ったんですが、そういうことなので、私は無理だと思っています。やるのであれば、均等にです。

それと、クラウドファンディング、私が反対はしませんけれども、やはりああいうのは波があります。アイデアの勝負であって、そう簡単にお金が集まるわけではないんですね。やはり、汗をかかないとだめです。ということは波がある。それより、やはり市民の方が合意をされて、議決をされて、正当なものであれば税をいただく。そういう意味で私は都市計画税はふさわしいと思うんですが、野洲市の場合は残念に、平成16年に合併したときにそこを議論しないで通り越してきて、1回、私は20年、21年にやりましたけども、そういうことなのでと。

今回、病院で出したわけじゃなしに、また後でご質問ありますけども、1つの選択肢として、特に財政心配の方、いわゆる保守的、安定的、財源的な方だったら、私はこれに大いに賛成されるかなと思って出したのと、もう一つは附帯決議の中に県等々、理解を得ると。私が県職員の場合だったら、財政心配しているんだったら、野洲市はしないなら、都市計画税をかけていないので、これを出してくるといのはプラス点になるんですね。私はそのために出したわけではないんですけども、病院も通りやすいということもあって、やったんですが、そういうことがあったので、今、選択肢、制度化するとまでは約束していませんし、宣言していませんが、市民の、やはり前向きな意思としてまちをどうするの

か。それとちょっと長くなりますけども、取って付けた理屈じゃなしに、国が本当に危ない財政運営をしようとしています。消費税、本来だったら15とか20要るというのに、当面10%以上は上げませんと言っています。社会保障費、医療費を切ろうとしています。市民サービスが財源が要る。そうすると、野洲市としては備えるためには市民の皆さん方のご理解があるのであれば、0.1を乗せていただくという案はそれなりに議論をしていただく題材ではないかなということで申し上げているわけです。現在のところの整理は以上でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これ、せんだって市長から資料でいただいた何か自治会の印が押した中、裏にこういったこと、ちょっと僕はそのとき見てなかったんですけども、今なお周辺地域よりも高額の固定資産税を毎年納付していると、そういった文も書いてあるんですね。これ、間違いと思うんですね。こういったのが通った中で否決されたというか、押された状況なんで、私としては都市計というのは、やっぱりこれからまちづくりに対しまして、市民の理解を得ながら前向きに取り組む財源としては貴重な財源だなと認識しております。そういった点、また検討していただきたい、こういった思いでございます。

では続きまして、3番目に入らせていただきます。

それでは、3番目の自治体のオープンデータの推進の取り組みについて伺わせていただきます。

オープンデータとは広く開かれた利用が許可されているデータのことをいいます。行政機関が保有する地理空間情報、防災減災情報、調達情報、統計情報などの公共データを利用しやすい形で公開することを目指すのが一般的でございます。近年、より透明性を高め、市民の参画や行政と市民との協働を推進する流れを受けまして、このオープンデータへの関心が高まっている状況でございます。このオープンデータは国と地方自治体が一体となった取り組みが求められることから、政府のIT総合戦略本部、これは平成24年7月4日の開催ではございますけれども、4点の取り組みをされております。1つ目は政府自ら積極的に公共データを公開すること。2つ目は機械判読可能な形式で公開すること。また、3つ目は営利目的、非営利目的を問わず、活用を促進すること。また、4つ目といたしましては、取り組み可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取り組みに着手をし、成果を確実に蓄積していくこと、こういった4原則が取りまとめておりまして、あわせて東日本大震災の教訓を踏まえまして、緊急時に有用と考えられる公共データにつきまして

は早期に取り組みを進めていくことの重要性を確認されているところでございます。

そうした中、政府は平成24年末に各府省庁が公開する公共データの案内、横断的検索を可能とするデータカタログサイト、ポータルサイト、要するに試行版を立ち上げまして、今後はこの全省庁が参加しまして、統計や調達、防災などに関する約1万個のデータ分が最終的に公開される予定でございます。この企業や公共団体がこれからのデータを活用いたしまして、低コストかつ短期間にアプリケーションやサービスを開発できることになるわけでございます。

そこで、地方自治体では、福井県でございますけれども、鯖江市におきまして取り組みが顕著でありまして、県といたしまして平成24年12月26日にこれは防災統計など69の県独自のデータの他、県と県内17市町の計1,000件を超える公共施設情報を公開しまして、県オープンデータライブラリを県ホームページに開設しておるわけでございます。

この他にも総務省が平成24年度情報通信白書の中でオープンデータの活用を先進的に取り組んでいる自治体を紹介しておるところでございます。例えば、千葉県の流山市におきましてはオープンデータのトライアルサイトを立ち上げまして、公共施設所在地、またAEDの設置場所、災害用井戸設置場所、Wi-Fi設置場所などのデータをCSV形式やまたRDF形式で公開しております。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスなどでこれは提供しているところでございます。

そこで、本市におきましても何点か伺わせていただきます。本市におきましてはこのオープンデータの認識について伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、矢野議員のご質問、自治体のオープンデータの推進の取り組みにつきまして、まず1つ目のオープンデータの認識についてお答えをいたします。

オープンデータの推進につきましては、スマートフォン、タブレット端末、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及等を背景にいたしまして、多種多様な情報を相互に連携させた新たな価値を生み出すことが期待されておりました、地方公共団体にも保有する公共データが利用しやすい形で公開されることが求められております。特に地方公共団体におきましては、人口減少、少子高齢化や防災、まちづくり、産業と雇用の創出といった地域課題の解決、行政の効率化、官民協働の促進の観点からオープンデータの取り組みが

求められているものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、認識をかなりしていただいているということなんですけれども、それでは、本市での近々の推進の取り組みについてのちょっと見解、あればですけれども、そういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 本市での推進の取り組みにつきましては市のホームページで統計情報や洪水、地震の防災ハザードマップ、あるいは避難所情報、観光情報の発信を行ってはおりますが、オープンデータとしての具体的な取り組みには至ってはおりません。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） スマートフォンで、ほとんどの方は持っておられることでオープンデータとして気軽にできる取り組みを3つ目の質問として上げさせてもらいましたけど、そういった見解をちょっと伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 先ほど、議員からもご指摘いただきました政府が開設しております電子政府オープンデータ戦略、このような戦略をもとにデータカタログサイトを開設しておりますけど、そういったオープンデータの推進が国、あるいは一部の地方でも進んでいるということは認識しておりますので、平成27年2月にはさらに地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインを国が公開して、地方公共団体にオープンデータの促進をさらに促しております。このことも踏まえまして、先進自治体や国、県の動向など、情報収集を行いつつ、オープンデータ推進に関する取り組み体制の検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 前向きに回答いただきまして、ありがとうございます。

最後でございますけど、4番目に新たな野洲市向けのスマートフォン用アプリ、これを前に一度お伺いさせていただいたんですけれども、現状はどうなっているのか。また、今後の取り組みについて伺わせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 4点目の新たな野洲市スマートフォン用アプリの取り

組みについてご回答をさせていただきます。

情報発信の手段といたしまして、自治体のスマートフォン用アプリの有効性、これについては認識をいたしております。本市におきましては本年2月に、これは一般社団法人全国防災共助協会と協定をいたしまして、災害時、あるいは、まあまあ、平時でもそうだけれども、最寄りの避難所がどこにあるのか、その方向でありますとか距離がどれくらいあるのかとか、そうしたことがスマートフォンに表示をされると、こうしたアプリの導入をいたしているところでございます。

その他の情報発信に係る本年度の取り組みということにつきましては、今年度につきましては市のホームページをリニューアルするという予定をいたしております。その中で災害発生時におきます緊急速報、あるいは避難情報、防災情報などの発信、あるいはまた障がい者、高齢者を含む誰もが利用しやすい、ウェブアクセシビリティ、ちょっと難しい言葉ですけれども、これは高齢者とか障がい者とか心身の機能に制約のある人でも年齢とか身体条件にかかわらず、こうしたものにアクセスをしやすいようにと、こういうような内容のものでございますけれども、こうしたものの向上を目指すというところでございます。

また、スマートフォンにも対応できるようにというふうに考えてございます。今年につきましては、まずはこのホームページを充実するというふうなところを考えておりまして、現在のところ、その他のアプリというのは今現時点では予定はしておりませんが、今後もまた必要に応じてそうした有効なものがあれば考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 前向きに取り組んでいただくということで今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を10時55分といたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第2号、第1番、北村五十鈴議員。

○1番（北村五十鈴君） 第1番、北村五十鈴です。

議長のお許しが出ましたので、大きく2点質問いたします。

最初に認知症対策について、全ての質問に健康福祉部政策監にお聞きいたします。

現在、日本では65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%、認知症の前段階である軽度認知障がい（MCI）の高齢者約400万人を含めると、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算になります。そして、これが2025年には3人に1人になると言われています。

では本市の現状ですが、27年3月高齢者福祉計画第6期を資料として進めさせていただきたいと思います。この中にも高齢化率の数字が書かれておりますが、近々のものではなく25年度のものでした。ですので、なるべく正確な数字で質問した方がいいと思いますので、県の資料から27年度近々の4月版を引用させていただきました。本市の27年4月1日総人口5万768人、高齢者人口1万2,070人、高齢化率は23.77%、県の平均が23.9%ですので、本市は県の平均とほぼ近い数字になります。近隣湖南4市、守山市20.3%、草津市19.3%、栗東市17.2%に比べて随分進んでいることがわかります。そして、認知症の患者さんはこのうち約2割だと言われておりますので、本市には約2,000人弱のMCIも含めた認知症の方がおられることとなります。これはもう待ったなしの対策が求められると思うのですが、今回の質問はただこの数字から不安だけをあおったり、数字に負けて、暗い影を落とすものではなく、現状にはしっかり向き合って、今できることや市民の皆様の課題を改善していくことが大切だと考えました。

私は以前にも認知症の対策を質問したことがありましたが、以来自分にできる活動や勉強、研修に参加してきました。そんな中で、以前とは違う認知症が見えてきました。私がそう思えるようになったのはこの本との出会いが大きかったと思います。認知症のない未来を実現するために頑張っておられる兵庫県医科大学教授、西崎知之氏の「認知症はもう怖くない」です。何度も何度も読みました。講義もお聞きしました。中にはこう書かれてありました。認知症は治らない、しかし、正しく言いかえると、認知症は現在の治療では治らないということ。認知症が不治の病と言われているのは本当の意味で認知症に効く薬がないからであって、結核、コレラ、赤痢もかつては不治の病と呼ばれてきた。しかし、今の日本では必要以上に恐れるに足りない病気になった。そして、最近の不治の病というと、やはりがん。しかし、がんも不治の病というイメージは消えつつあると。ちなみに、日本では2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで死亡すると言われていますが、検診の普及でがんは治せる病気になってきました。だとしたら、がんよりは発症率の少な

い認知症に置き替えると、どんなことができるでしょう。それは、やはり早期発見に尽きると思います。しかし、がんと違い、認知症の場合、現在はご本人よりもご家族の気付きからというのが多くはないでしょうか。

しかし、この家族構成においては厳しい数字が本市でも出ています。先ほどの高齢者福祉計画には高齢者のひとり暮らしや夫婦2人暮らしが共に著しく増加しているからです。3年前に比べると、倍以上の数字になっています。すると、どうしても早期発見が難しく思えます。しかし、それでも家族の異変に気付き、勇気を振り絞って相談に来て下さる市民の方もおられます。

それではまず、そんな市民の方の実際あった声や意見をもとに質問したいと思います。ご家族が行政に相談に来られるときはまず高齢福祉課になるとと思いますが、認知症は地域包括センターが管轄のため、二度手間になり、ややこしいという声をお聞きしました。この対策として高齢福祉を1つにまとめて、環境のいい健康保健センターに配置替えはできないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） それでは、北村議員の認知症定期検診の導入に向けてということの1点目のご質問にお答えしたいと思います。

高齢者の相談につきましては高齢福祉課と地域包括センターの両方の窓口で受け付けをしております。それぞれの相談内容につきましては双方で共有をいたしまして対応しております。また、認知症の相談につきましても同様でございます。相談窓口が複数あることについては市民にとっても有益なものであると、こんなふうに思っております。しかしながら、地域包括支援センターの存在、あるいはまた役割等がわかりにくいというような声も聞くこともございます。こういったことも踏まえて、今後も市民の方々へのアピールは行っていきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 次に、市内の事業所やケアマネジャーさんからのご意見ですが、前段の包括支援センターの施設面に関してになります。窓口や入り口のドアがどうも閉鎖的で声がかげづらい、もう少し、オープンな雰囲気施設面での改善ができないものかということでした。そこで、現状の写真を撮ってきていますので、資料として付けさせていただきます。いかがでしょうか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 2点目のご質問でございます。施設面に関しましては建物の構造的な改善は困難と考えます。しかしながら、現状、心理的に入りにくい感覚というのがあるのかもわかりません。来訪者が気軽に相談しやすい職場環境となるように工夫はしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 次に、早期発見についてお聞きします。

改めて高齢者福祉第6期を読み進めますと、早期発見に関して、同じような見解が書かれております。認知症も他の疾病と同様に早期発見、早期治療が重要であり、その対策として在宅訪問やもの忘れ相談事業を実施していただいています。しかし、利用者の増加にはなかなかつながらなく、それははっきり数字にも表れています。多分、2,000人近いニーズはあるのに実際のご相談件数は25年、26年共に約25人という余りにも少ない数字でした。周知方法の見直しと相談内容の検討が課題となっているとありますが、それはもう課題ではなく、1%の成果の事業は根本的に大きく見直すべきではないでしょうか。

だから、先人の教えに学べと言われるようにがんの対処法に見習って、がん検診のように認知症検診を65歳になったら元気な方も含めて、全ての方に受けていただけるような仕組みにしてはどうでしょう。ただ、今、本市が実行している郵送によるチェックシートとは違い、自ら出向いていく形のものをいいます。それは最近よく耳にするようになった長谷川式認知症・MCIテストを身近な地域で受けていただくことです。それは自治会館だったり、健康センターだったり、コミセンだったり、敬老の日の行事にしてもいいと思いますし、事前に広報にテストを載せて、説明してはどうでしょう。検診を受けることが本市では当たり前になるように偶数の年度は男性、奇数の年度は女性と2年に1度必ずテストを受けていただいているように、全員が受けるのなら抵抗感も少なく、それでいて、早期発見の確率は随分上がると思いますし、ペーパー検診ですので、予算面でも十分やりくりすれば可能だと考えます。

要は今までの本市の認知症の取り組みは発症してからのことに重点が置かれていて、例えば、キャラバンメイトも家族の会もそれにあたると思います。もちろん政策としては大切だと思いますが、認知症も病気なら自らが気づき、自らが行動を起こして立ち向かうべ

きだと思いますが、いかがですか。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 北村議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

本市もこれからますます高齢者の増加と共に認知症の方の増加もふえると考えております。議員が今おっしゃっておられたように、今までの郵送方式によります方法でいきますと、ご回答いただいた回答も約7割というようなことで、今後の課題としております。そういったことも踏まえまして、日常生活に支障のない軽度な認知障がいの方々を含めたそういったものに、やっぱり取り組んでいきたいと、このように思っております。

こういった中には自分自身が自分が認知症であるかどうかの認識を深めてもらうということと気付いていただくということが非常に大切であろうと、このように思います。それが早期発見または早期対応につながっていく重要なことであろうと、このように考えております。

若年性の方とか、そういったものも含めまして、広く市民の方々に認知症を正しく理解をしていただく取り組みが必要であると、このように思っております。具体的には、認知症の早期発見のために簡易な、先ほど言われたようなチェックシートなども活用しながら市内の公共施設等に設置をいたしまして、市民の方がいつでも自分の状態を把握していただくことができるように努めていきたいと、このように思っております。また、それを受けて、その判定結果によって心配な方については地域包括支援センターなどにご相談をさせていただいて、また次の段階の支援をしていきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） MCI認知症予備軍になってしまうと、数年後には認知症を発症するという怖いイメージがありますが、実はMCIの段階で早期発見ができ、適切な治療、改善を行えば、後日正常と判定される割合は14から44%と高い数値が報告されています。つまり、65歳になったらMCIのテストを受け、早期発見することが非常に大切だとわかります。待っていても相談件数はふえない、訪問するにはこれからますます手が足りない、だとしたら、大きくかじを切って検診という手法に切り替えてはいかがでしょうか。がん検診に比べたら痛くもかゆくもないペーパー検診です。その結果、点数によって不安な数字の出た方だけ改めて医療機関を受診いただく。2025年問題に向けて、今から本市独自の取り組みも必要だと私は思います。

認知症は治らないから検診は馴染まないのではなどという答えを担当の部署の職員さんから聞きました。それこそ偏見であり、認知症に対して時間がとまった考え方であり、もっと勉強してほしいと思いました。「認知症は怖くない」の著書、西崎先生も新薬の開発に真正面から向き合って、頑張っておられます。近い将来、日本の優秀な医学界で必ず新薬ができると私は信じています。

最後に、高齢者福祉計画第6期の中に一番たくさん使われていた言葉が「高齢者が生きがいを持って安心して生活を送ることができるまち」でした。しかし、それは健康な人だけとは書かれてありません。そのためには認知症はがんと同じ病気なのだと思われ、ぜひ本市でのオリジナルな検診体制をとっていただきたいと願いますが、方法論は執行部にお任せしたいと思いますので、ここでは本気度を問います。

○議長（河野 司君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（樋口 隆君） 4点目のご質問にお答えをいたします。

3点目でも回答をさせていただきましたように、市民自らが認知症の理解を深めていただいて、軽度な段階のうちから早期発見できるような取り組みは必要であると、このように思います。特に65歳以上の皆さん方については健康なうちからそういったことに取り組んでいただくことが必要だと、このように思いますので、さらなる検討をしていきたいと、このように、方法につきましては考えていきたいとします。

以上です。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

それでは、続いて空き家対策について全ての質問を政策調整部部長にお伺いします。

全国の空き家数が過去最高の820万戸を超えたと言われる中、5月26日に空き家対策特別措置法が全面施行となりました。今回の法律施行に伴い、発表されたガイドラインによれば、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」「その他周辺の生活環境の保全を守るために放置することが不適切である状態」の4つのいずれかに当てはまる状態の空き家を「特定空き家等」と定義しました。

本市においては平成25年4月1日から野洲市空き家の適正管理に関する条例が施行されています。この条例の中の第2条、(1)空き家とは市内に所在する現に人が使用してい

ない建築物をいうとありますが、この定義の空き家が現在本市には何軒あるか、把握されているのでしょうか。把握されているのであれば何軒あるか、教えてください。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 北村議員の「明るい空き家対策を問う」のご質問の1点目にお答えをさせていただきます。

ご質問いただきました野洲市空き家の適正管理に関する条例第2条第1号に定義する空き家についてでございますが、市としては把握をいたしておりません。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 本市には空き家を定義された条例があるので、また自治会のご協力もいただいて調査いただけたらと思います。

次に、私ごとですが、去年の夏ごろから知り合いが野洲市に移住したいといううれしい相談が続いてありました。希望は新興住宅地域ではなく、古くてもいいので、敷地も広くて日本家屋でももちろん在所の中で地域の人と共に暮らし、地域の文化やしがらみの中で子どもを育て、または年をとっていきたいということでした。私は正直、意外でした。ともすれば、疎ましく思う田舎の在所の中にあえて入り、その中で新しく暮らしていきたい。しかし、そういう環境を選択する生き方にはそれなりの考えもあることを話している間に知りました。その理由はいい意味での田舎の環境と、一言に言えば、そうなりますが、私たちが気付いていない、本市にはそんな魅力がいっぱいあるのだと気付かされました。事実、本市は大阪圏までの通勤圏内で、自然と環境にも恵まれ、子どもを育てる福祉も充実しています。

そこで、私とはとにかく空き家を探そうと同級生や地域の方の協力も得て、空き家探しをしました。また、一方では不動産屋さんに頼んで探していただきました。地域を回ってみると、希望に近い空き家はすぐに見付かりました。不安のないように地域の方に付いてきていただいて、持ち主に賃貸か売買を頼んでみました。しかし、見事に全ての物件で答えは同じでした。今は貸す気も売る気もないと丁寧に断られたのです。空き家の建物には大量の荷物や仏壇が入っていて、その移動も大変だし、お金にも困っていないので、このままにしておきたいとの答えでした。だから、不動産屋にも預けておられないので、不動産屋さんからの紹介物件も少なく、結局、家は見付からず、いまだ移住計画は1件も決まらず、さまよっております。いろいろ調べてみると、出どころもはっきりしていないので、正確な情報の数字ではありませんが、今、本市には約400軒の使える空き家があると聞

きました。しかし、今は使えても家は住まないと見る見る朽ちていきます。そうして、朽ちていき、ご近所に迷惑がかかってくると、先ほどの空き家条例が適用されることとなります。ですので、今ある本市の空き家条例は解体するためにあるのであって、私はそうではなく空き家を何とか利活用、リユースできないものかと考えました。

そこで、まずは現状の把握から考えました。その手がかりは26年度版野洲市統計書の中にありました。移住したいという希望条件の木造住宅は本市には約1万1,000軒ありました。でも、それは税務課の固定資産税概要調書からで、その中に空き家も含まれることとなります。先ほどの全国の空き家820万戸、空き家率にすると13.5%の中に今回の特定空き家等に該当するものは約100万戸、あとの720万戸はまだ使える建物になるそうです。その数字をそのまま当てはめてみますと、木造以外の建物を含めて本市の全家屋数約1万9,000戸、そのうち13.5%なら約260戸の空き家があり、使える空き家は230戸あることとなります。これは全国平均ですので、本市の400戸はそう外れていない数字になると思います。近い将来、湖南4市の中、人口が維持できないのは本市だけと言われています。その理由は1つには住宅地が少ないこともあり、そのための政策として本市の総面積の13%の市街化調整区域の開発ももちろん必要だと思いますが、このすぐにも使える400戸の住宅の利活用はどう考えておられるか、お聞きします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 2点目の空き家の利活用についてでございますけれども、先ほどもお答えをさせていただきましたが、空き家についての把握は今いたしておりません。市としましてはすぐに使える空き家がどの程度あるかということについては、承知をしておらないというのが現状でございます。現状では市民から積極的に空き家を貸したいという声も今のところ、私の方には余り聞こえておらないという状況でございます、議員の方から今そういう話もございましたけれども、市の施策として取り組むかどうか、現段階ではまだ少しそういう段階ではないのかというふうに思っているところでございます。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） では貸していただけない課題も考えました。一番大きいのは固定資産税です。どんな建物でも建っていれば軽減措置の適用があり、解体してしまうと200平米以下なら6倍の固定資産税が発生しますので、貸すでもなく売るでもなく、物入

れとして現状維持となっています。しかし、この固定資産税の軽減は人が住んでいる住宅に適用されるものであって、本市の空き家の定義、現に人が使用していない建築物をそれとするなら、人が住んでいない住宅の軽減は廃止するべきであると考えます。この問題には今回の法律でも固定資産税には踏み込んでいますが、対象は先ほどの特定空き家等に限られます。しかし、本市独自の条例を改定すれば、不可能ではないと思いますが、そうすれば、少なからず本市の税収入はプラスになります。しかし、私はこの税金のプラスの含みよりも人口維持のための住宅のリユースに取り組んだ方がまちづくりのためには大事ではないかと考えました。

そこで、考えたのが他府県では実施されている空き家バンクです。空き家のまま放置しておくのはご近所にとっては防犯や火災等にもよくないですし、空き家の持ち主にご理解をいただいて、不動産の活用としてではなく、まちづくりの応援団として行政に登録してもらい、移住したいご家族や個人が行政に問い合わせれば、その情報が得られ、行政はマッチングのお手伝いをして、あとは当家族同士で話してもらおう。そのかわり、行政の空き家バンクに登録すれば固定資産税の軽減措置は続いて受けられ、住んでもらうことのない寂しい建物も新たな命をもらいます。

さかのぼること1996年「中主町の住まい」という調査研究が教育委員会で行われ、このように貴重な本にもなっております。しかし、以後一度も再校はされませんでした。野洲市の住まいはいったいどうなっているのか、調べてみる時期にも来ていると思います。日本家屋でも立派な古民家もたくさんあると思いますが、どんどん取り壊されてもったいない限りです。子どもたちにとってもどんなところでどんなふうに暮らし成長するのか、それは大事な住育であり、その成長過程の思い出や愛着がたとえ一度地元を離れたとしても心の奥底で温かい感情として残り、再び子育てをするなら野洲の大地に戻りたいと思うと思います。

先ほどの認知症対策の中にも出てきましたように、単身世帯や2人世帯が著しくふえているということは空き家も同じようにこの先ふえていくわけですし、先ほども申し述べましたとおり、現在本市にも空き家条例は存在しますが、これは解体するためのものであり、本当の意味での空き家対策にはなっていないと思います。空き家の対応に困っておられる自治会もありますので、把握だけでもしていただきたいと願いたいと思います。建物はまち並みまで変えます。未来の子どもたちのためにどんなまちにしていくのか、そのためには空き家対策は今から考えていくべきではないでしょうか。古くなったから解体してまた

新しいものを建て続けるのではなく、使えるものは使って循環できる維持可能なまち、それは子どもたちに古いものを大切に使う心も養うことになると思います。

最後にお聞きします。野洲市の環境に似合う建物の維持管理、再生、活用をどのように考えておられるのか、前向きな答弁をお聞きします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 3点目のご質問にお答えをいたします。

空き家の利活用によりまして、日本家屋を後世に安全に継承していくということは日本文化の継承という意味でも大変意義深いものというふうに思っております。県内でも空き家バンクによりまして、空き家再生の取り組みを進めている自治体もあり、空き家の有効活用により地域の活性化に寄与することも期待されると思います。本市におきましても、高齢化等によりひとり暮らし世帯がふえ、今は空き家ではなくても将来空き家がふえるということも予想をされるところでございます。これは近い将来の空き家の増加に備えまして、今後は、まずは今、条例がございますように、野洲市空き家の適正管理に関する条例に基づくその中での情報提供、あるいは市民生活相談課、いろんなことを相談していただくわけでございますけれども、そうした相談の状況などからそうした空き家に関する状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、通告第3号、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） 第13番、丸山敬二です。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、野洲市観光物産協会の監査について。地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市長が野洲市観光物産協会の会計処理、その他の事務の執行について監査の要求を行い、その結果が市監査委員から河野市議会議長に報告をされました。この監査の内容を見てみますと、驚愕といいますか、恐るべき事実が明らかになりました。その報告の内容からちょっと疑問なところもありますので、質問をしたいと思っております。

まず最初に、市長にお伺いしたいんですが、市長の監査を求める理由の中に、第三者の視点から監査を求めるとありますけれども、なぜ、市長の視点というのはおかしいですけども、第三者の視点ということを言われているのか、ここでちょっと私は、市長が言われ

る第三者というのがイメージが湧かないので、またここで特定な人物を想定しているのかをまずお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の野洲市観光物産協会の監査についてのご質問にお答えいたします。

ちょっとご質問の趣旨が私もよくわからなくて、職員とも議論したんですが、お答えはこんなことかなと思います。あの事件に関しましては、観光物産協会の出来事として一報を受けました。観光物産協会が公表されました。ただ、その中で事務局は野洲市にあると、野洲市商工観光課にあるということでしたし、補助金も出している、市の職員も関わっているということで、まずは普通の仕組みとしましては担当課が補助をしているので、管理監督の役目として調査をするわけです。商工観光課が行いました。次に、部として行いました。それと別途に、そういうふうにコンプライアンス担当を置いていますから、総務部でも行いました。これは内部調査、内部監査といいますか、内部調査です。それを終えた上で一定の判断をしたりしましたけども、それだけでは不十分だということで、監査委員制度を使ってやっていただこうと。これは市の補助金が出ていますので、補助を受けている団体に市の税が適正に使われているかということからお願いをいたしました。監査制度はご承知のように内部監査か外部監査かといえば、内部監査ではあります。しかし、地方自治制度で法に基づいて定められていて、監査委員さんも議会も議決を得て任命していると、そういう意味ではさっき申し上げた担当課、担当部、そして市のコンプライアンス担当が行った内部と比べて第三者的な位置付けが高いということで第三者という文言が使われております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） その調査から監査に至ったということで経過を説明いただいたんですけど、この地方自治法の第199条第7項では監査委員が必要があると認めるとき、または普通地方公共団体の長の要求があるときは当該云々、補助金とかを出しているところの監査をできると、要求できるということになっておるので、いや、私はここで法律では地方公共団体の長の要求があるときとなっておるから、特段その第三者というのは使わなくてもいいんじゃないかなということで質問させていただいたんですけども、この辺は、市長、いかがでしょうか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 使う必要なくて、ですから、長として監査委員に依頼したわけで、その文言の中に第三者という言葉が入っていただけだと私は思っています。入っていたらだめなのかという、もしかだめだったら監査委員がそれを指摘されて、排除されたらいいと思うんですけども。それだけのことかと思えますけど。

実務的には、私は監査をしてもらったらどうですかということを担当部に投げかけました。決裁は私しましたけども、第三者という言葉は私、そんな基本的には認識をしてやったわけではないんですが、結果として見て、第三者という言葉が入っていることが何か法に反るとか制度に反するということではございません。先ほど申し上げたように、外部か内部かといえば、内部監査ではありますけども、第三者的な位置付けでということなので、入っていて問題ないと思うんですが、何か問題点があるんだったら、今回、このご質問が出てきた趣旨がさっき申し上げたように意味がわからないんですけども、まず何が問題かとおっしゃっていただいた方が端的にお答えできるんじゃないかなと。既に監査が終了して、報告まで終わっておりますので、そこをむしろ明らかにしていただいた上でご質問いただいた方が議会の合理的な運営に資するんじゃないかなというふうに思います。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） いや、私は何も法律違反やとか何も言っていないですよ。私も最初見たときにはこれ、普通読んだら第三者の視点でといたら、みんなさらっと行ってしまいうんですね。第三者って、なぜ市長は使われたんかなというのを疑問に思ったから聞いただけであって、要は使われたのも、文章の構成上というたらおかしいですけど、一般的にさらっと第三者の視点でとかいうのを単純に使われたと、こういうことかと思えます。別に法律違反やから、どうのこうのでは何も先ほどから言うておりません。

じゃ、次に行きます。所管する商工観光課の業務についても監査をされまして、ここでも信じられないような指摘を受けていますが、このような体質になった原因はどこにあると市長は考えられますか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、ご指摘の事件の起こった体質についてのご質問にお答えをいたします。

監査でもご指摘いただいていますように、補助金を出す側の職員がその補助金の執行にあたっていたということが1つかなと思えますけども、これは制度的な問題です。それと、

事務局を置くというふうに観光物産協会の取り決めではなっていたんですけども、事務局長を置くというふうにもなっていて、誰が責任を持つのか。結果的に、制度的に言えば、会長が責任を持つというふうに読み取れますけども、職員が勘違いをして、事務局長が市の誰かだろうと思っておられたと思います。

私が市長になったとき、しばらくしてからですけども、あそこに非正規の職員さんがおられました。会長さんもその方が事務局長だと思って、私に何かの協議のときに来られたので、いや、あれは「あの方は事務局長じゃございませんよ」と言ったんですが、職員の方もこの事件が起こる前のことですけども、予算の協議のときに「事務局長は誰か」と言ったら、当時の課長が「私は事務局長です」と言ったので、私は観光物産協会のことはいい意味で全然触れていません。予算の審議の中で補助金が幾らだとか、して、あと人事の中で職員がこれをやっているというのは聞いていましたけども、実際、幾らでも最後になったら責任とりますけども、そういうことです。

そういった事務局の責任が制度的に見れば会長にあるべきなのに職員も勘違いして囑託さんが事務局長になってみたり、課長が事務局長であったという、こういった問題もあるかなど。ですから、整理しますと、補助金の手続をしている人間が補助金執行、それと、今申したようなことだと思いますけども、これは制度の問題です。今回、体質というご質問が出てきました。この体質は駅前もそうです。病院もそうです。今、こういう順番に、私の場合、私もうそついたり、ごまかしすることはあると思いますけど、基本的に仕事の中ではきちっと透明感を保っています。

朝からもあしたになるのか、月曜日になるのか、資料を持ってきて、読んでいました。体質、もういっぱいあるんですけど、1点だけ。たまたま今ここへ持ってきた資料にまさにこれ、体質かなど。こういう体質なんです。平成10年1月の文書です。ここに起案がありまして、そこに付いているのが野洲病院増改築計画に対する支援方策。野洲病院検討プロジェクトチーム。これ、私も大分前に持っていて、多分、もう一回、職員のファイルにもあると思うんですけども、これ、ほんまにさっきからご質問の間に読んでいまして、これ、まさに体質やなと思ったのが出てきたんです。これ、公文です。また、必要だったら公開いたします。前も1回出したと思いますけど、10年。なぜかといいますと、ここにもう一回、今日の。これ、今日の朝か、きのう、職員からもらいました。野洲病院の本損失補償契約なるものの裏打ちです。これはもう既にお示ししています。損失補償がないのに負担行為をしています。これ、体質なので、ちょっと長くなりますけど、ご説明しま

す。これはもう既にお配りしています。平成10年野洲市一般会計予算、上記の議案を提出する。平成10年3月9日。それに対して議決をされています。野洲病院、このときは……。

（「議長、ちょっと質問。議長」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 18億円出しています。

（「質問の内容と違うやん」の声あり）

○議長（河野 司君） 暫時休憩します。

（午前11時34分 休憩）

（午前11時36分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（山仲善彰君） 何が書いてあるかといったら、損失補償について長が病院の損失補償を行うということは脱法行為であり、過去の9億円の問題を解決しないまま同じ問題を繰り返し行うことはできない、私が持っている資料にはこう書いています。でも職員はこれをやらされたんです。

もう一つだけ例を言います。平成18年7月10日。議事録。野洲市役所でやっています。駅前の開発です。用途をふやせとか、そこに書いてある言葉が自転車置き場をどうするのかとか建て替えとか、出ています。市が言っているのは偽装するわけにいかないと。偽装を迫られているわけです。こういうことが累々と重なってきて、ルール外でもやらざるを得ないと。私、今回、直感的に思ったのはそういうことだと思っています。まだ、真実が出ているのに、きのうのある新聞にはコラムが書かれています。私はびっくりしたんですけども、今さらながら。ここにコラムが出ています。レプリカを売ったと。レプリカを売っていません。売るレプリカもなかった。ほれはもう既に公表されています。でも、世間ではまだレプリカがあって、職員が無理してレプリカを買ったと思っています。レプリカはなかったんです。いずれにしても体質というご質問ですので。こういったことが本当にたくさんあるんですよ。無理難題を職員が積み重ねてきた。だから、私はこれが体質になっているというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） じゃ、その体質を改善する、改善策といいますか、その辺は何かございますでしょうか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 観光物産協会のことについては既に改善策を示していますし、内部的にも対応しています。具体的に言えば、これは体質の問題じゃなしに組織の問題。組織の問題は事務局を行うのであれば、職務専念義務の免除を行うとか、そういった制度的な改善を行っています。

それと、体質については全て透明化を保つ、コンプライアンスを重視する。これは一朝一夕ではできません。これは、やはり職員が悪いんじゃないしに、そういうことが当たり前、大変なことを押し付けられて、何とか、まさにここにあるように偽装をしてでもやろうと。これをしたらだめだと。今回の給食のアレルギーでも、これ、まだまだもう一回解明しないといけないんですけど、まだ体質が残っている。私が聞いてからの日と随分違います。職員を責めているわけじゃないしに、そういうもんだらうというふうになっているので、そこをもう一回きちっと検証して、初期対応、その後の対応も含めてやっています。そういうところをまさに毎日きちっとチェックをしてやっていくのが体質改善であって、一朝一夕に職員に訓示したり、あるいは指示しただけでは体質は治りません。

以上、答えとします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） まさに体質とか、いわゆる風土とか、そういうものはいきなり直るものではないですので、この辺は順番に徐々に取り組んでいていただきたいと思えます。

それじゃ、次に、補助金と交付規則に基づき、交付決定を行う所管課、商工観光課、これに対する環境経済部長というのはどのように指導されてきたのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） その件につきましては、常日ごろから要綱、規則に基づいて、まずは規定どおり執行されるように指導しているところでございますけども、監査で報告がありましたように補助金を交付決定するところが実は補助金を執行していったということはもう認めざるを得ない事実ですので、そういう検証を経て、反省をしているところでございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。日常的には要綱なり規則に基づいてやることが

あれば、部長が一々そこまではないとは思いますが、監査報告にもある、今、部長が言われたようなことですので、今後はしっかりと見ていただきたいと思います、このように思います。

それから、次に行きます。不正な処理が発覚して、それに関わった職員の処分について市民から市長へのご意見、ご提案というのが数件ありました。その回答の中で市としては協会の補助金の適正な執行の面と職員管理の面から市監査委員の監査も経て、責任を明らかにすると共に改善策を検討するとありますが、市長にお伺いしますが、ここでいう責任というのは明らかにされたのでしょうか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 明らかにしております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 具体的にどのようにされたかをお伺いします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 説明責任を果たして全部問題点を出しておりますし、必要な職員の処分等を行っております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） じゃ、次に改善策の検討というのもありましたけど、ここも改善策の検討というのもされている。どのようにされているとしたら、どのようにされているのか、お伺いします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 2点あります。

1つはさっき言いました職務免除をきちっと制度的にやっております。誰がそれに携わる、いつのときに携わる、これを制度的にやっております。

それと、もう一つはいろんな催しを、予算のときに説明しましたが、いろんな催しをわざわざ観光物産協会を通していました、花火大会も。もう通さなくていいんです、別に実行委員会があるわけですから。あるいは、むかで太鼓への支援とかも何も観光物産協会を通さなくて市が団体で通したらいいわけですから。だから、そういうことが井勘定になったので、そこを全部分けて、市と一緒にやると、まさに支援をするんだったら、それぞれの団体に支援をするということで整理をしております。

それと、職員の働きですね、観光物産協会の仕事をしていたということになっているん

ですけど、本来そうじゃなしに市が観光の振興、あるいは物産振興に携わるという観点から市の職員が市の職員の立場でいろんなイベントで働いたり活動したらいいわけで、それを今まで漠然と観光物産協会の職員として位置付けて、いわゆるただ働きをしてきた。だから、ここも改めております。

いずれにしても、そういった総合的に全部改めておりますので、これはもう公表しますので、だから、今さらなぜこの質問が出てきたのか、ちょっとよくわからないんですけども、責任も明らか、そして体制も新年度からは変えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） なぜ質問したかわからんということですけども、今の職員の懲戒処分したというのが平成26年10月31日付ですね、ここで処分されていると。市民の方の先ほど言うたご意見とかというのは11月と12月に入っていましたか、10月受け付け、11月受け付けなんですね。この中で監査委員の報告も経て責任を明らかにして云々という回答をしているんですけど、職員の処分はもう既に10月31日にやっています。市長が監査の要求をしたのは12月26日なんですね。監査は年明けて27年1月6日から3月26日の間に監査をして、報告されたのは3月27日ですけども、今言われた情報公開とか、いわゆる市長がやっていただいている透明性というのはもうこれにかかわらずやられていると、ちょっとこの辺が矛盾点があったので、それでちょっとお伺いをしたわけです。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっき丁寧にお答えしようと思ったら、もうやめとけとわざわざ休憩とられたので、冒頭に丁寧にお答えしました。事件が起こったら、担当課、内部調査、その上で一定の判断をして処分をいたします。ですけども、事が事。それと、今回は外部の観光物産協会という独立団体が絡んでいたのも、あえて監査もお願いしました。ですけど、監査報告によって明らかになったことと当初、市が行ったこととほとんど一緒でした。でも、最終的に体制を整えたり、職免を出すようにしたのは4月1日からですから、そういうことを含めて、最終的に全てを完結したのは監査委員にご協力いただいて、監査いただいた後ということですよ。

あの手紙の段階では監査をお願いしようと思っていたので、監査を経てからと書いてあるわけで、何の問題も私はないと思うんですけど。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 市長はそういう認識ないのであれば、この回答のどこも今言われたようなことは書いておくべきではあったのではないかなと。この回答のこれ全部見ますと、やっぱり監査が終わってからととれるんですね。だから、市長の言われる発覚してからはこういうことをやっていますと、さらに、最終的にはその監査をやった後でやりますというのが私は正しい市民への解答ではないかなと、このように思います。

○市長（山仲善彰君） ちょっとよろしいですか。質問します。

○13番（丸山敬二君） いえ、何ですか。何ですか、それ。

○議長（河野 司君） 反問を許します。

○市長（山仲善彰君） 単純な話で。私はリアルタイムでやっていて、事件が発覚したら観光物産協会が公開されました。市としても内部調査をしたのを公開しています。そこに市民のお手紙が来ているので、今後、監査委員会にお願いすると言っている時点の答えをしているわけで、その後のことはその手紙には書けないし、その後のお手紙はどなたからも来ていません。そして、そのお手紙も県外だったから、私は誰かなと思っているんです。ちょっと今回、答弁でもうこの丸山議員の質問しか見ていないので、そのお手紙が県外の方からだったと思うんですが、ほとんど報道に基づいていたのではないかなと思っています。ちょっとそのあたり、私は時間軸は合っていると思うんですけども、その時点で答えたことを監査が終わってからのことを書けと言われてたって、これは私、無理だと思うので、まず2点、質問。

そのお手紙はどこから来ていた質問。私が聞くのも変なんですけども、どのお手紙を取り上げておられるのか。

それと時間軸に関しては、今、丸山議員がおっしゃっているのは矛盾するのではないかなと思いますから、もう一回、そこのところを、いかにも何か私をごまかしているみたいな形で終わっていますけども、そこのところをご質問いたします。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 今の何ですか、これ、ちょっと理解できないんですけど。今のは市長のご意見やと思って聞いておったらいいんですか。

○議長（河野 司君） 市長の反問ですね。

○市長（山仲善彰君） 反問。

○13番（丸山敬二君） いや、反問というのは質問したことに一応答えてもらって、その後でここのはというのが反問であって、今のは、私は全然違うと思います。

しかも、2つ反問って、我々は一問一答でやっていて、2つのことを言ったら、それは違うと言っているのに、市長がそんなことを言うのはおかしいですよ。だから、私はお答えできません。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午前11時53分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ、丸山議員。

○13番（丸山敬二君） それでは、観光物産協会の監査に関して、最後ですけれども、先ほど来から出ています担当の職員、私も結構長い付き合いがありまして、そのとき、一番最初は本当に観光物産の職員さんかなと思ったぐらいです。途中で、市というか、その当時は町でしたけど、ああ、町の職員さんやったんやなということで、監査報告にもありましたように、その人がなりきってやっておったというところもありますので、この観光物産協会の法人化をもっと進めたらどうかと、これは平成26年2月議会で提案をしておりますけれども、このとき、市長はいろいろ課題もあるということをお聞きしているんですけど、この際、きっぱりとこういった人的支援も断ち切って自立してもらおうということで検討を進めるべきやと思いますけれども、その後も含めまして、どうなっておるか環境経済部長にお伺いをいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 今、議員のご質問にもございましたけれども、平成26年2月の代表質問でございましたけれども、市長より回答がされております。その後の検討状況ですけれども、現在におきましても、この問題につきましてはあくまでも市が判断することではなく、やっぱり協会自らが判断されるものと、こういうように認識をしているところでございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。そしたら、市が「せえ、せえ」とか言うんではなしに、やはり監査結果を受けて、この報告にもあるように、団体の主体性を高める働きかけが必要やというふうに言っていますので、この辺はしっかりと進めていただきたいと思いますが、この監査報告の最後の、今言いました、団体の主体性を高める働きかけが必要やということについては、部長、いかがでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 当然、そのことについては会長にはこの監査結果については報告しておりますので、ご検討いただいているものやというように認識をしております。

○議長（河野 司君） はい。

○13番（丸山敬二君） わかりました。それでは、しっかりと見ていただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野議員より発言を求められておりますので、これを許可します。

矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 矢野隆行でございます。

午前中の私の一般質問におきまして、財源確保の分野で「夕張市」というところを「名張市」と勘違いして発言しましたことを訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） それでは一般質問、第13番、丸山敬二議員。

○13番（丸山敬二君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

朝鮮通信使記憶遺産申請についてということで、ユネスコには世界遺産の他に記憶遺産というのがあるようで、このことを私は去年11月に新聞の記事で知りました。この記憶遺産というのは人類が長い間記憶して、後世に伝える価値があるとされる記憶物を登録する事業で直筆の文章、書籍、絵、地図、写真等がこれに該当するとのこと。我が国では筑豊炭田記録画他2点があるようです。昨年11月のこの新聞記事というのは朝鮮通信使の関連資料についてこの記憶遺産へ登録しようという動きが活発化していると、こういう内容でした。この朝鮮通信使関連資料の記憶遺産に関しまして、朝鮮人街道との関係が深いので、質問をさせていただきます。

まず、教育部長にお伺いしますけども、この記憶遺産とはどういうものか、ご存知ですかをまずお伺いします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） まず、1点目の記憶遺産についてのお尋ねについてをお答えいたします。

国際連合教育科学文化機関、いわゆるユネスコが手書き原稿あるいは書籍、ポスター、図画、地図などの記録遺産を対象として世界的重要性を有する物件を認定、登録する事業で1992年に開始され、平成でいいますと、4年から開始されて、選考が隔年で行われています。議員がおっしゃっていただきましたように、現在まで我が国からは3件が登録をされております。

朝鮮通信使の関係資料を記憶遺産にということになりましたら、例えばですけれども、韓国国史編纂委員会が貯蔵する朝鮮通信使絵巻、あるいは対馬と朝鮮との公文書にあたります書契というんですか、あるいは外交文書や通信使が記録をした信使記録、また日本側では外交になった対馬宗家の関係資料、これは朝鮮にある日本居留地ということで、倭館の関係資料、あるいは雨森芳洲関係の資料、あるいは絵図などがその対象に挙げられるのではないかと思います。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） まだ聞いていないことまで答えていただきまして、「記憶遺産というのはご存知ですか」と聞いただけなんです。何もこれからそれ、今言われたようなことを聞こうとしているのにね。部長はこの記憶遺産というのは過去ずっと前からご存知でしたか。今回、初めて知りましたか。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） ユネスコについてはいろんな遺産登録とかがあるということは存じておりましたけれども、記録遺産については初めて勉強させていただきました。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。正直で、私も先ほど申しましたとおり、去年11月に新聞記事を見て、知って、そのときに書かれていたのが朝鮮通信使縁地連絡協議会というのがあるんですけど、このことについてはどうですか。ご存知ですか。認識されていますか。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 今お尋ねいただきました朝鮮通信使縁地連絡協議会につきましては、今回、勉強させていただいたということなんですけれども、長崎県対馬市に事務所

を置かれているNPO法人で、1995年に発足をされているということ。あるいは、朝鮮通信使を支えた誠信というんですか、誠信の交流というのを支えに精神を広めて、後世に伝えるために、各地に残る関連歴史資料等の研究とか関連振興事業を通して、縁地、縁の地ということで交流を促進して、ひいては日韓の友好親善に寄与することを目的とされているということでございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。初めて知るということは私もそうですけど、いろいろ調べるので、なかなか勉強になりますね。そういう意味では私もこの記憶遺産というのは初めて知ってよかったなと思っているんですが、この協議会は今言われたようなことなんですけども、この関連になる分での協議会に全国で16の自治体が、16じゃない、もっとあるのかな、ですけども、県内ではこの協議会に彦根市と長浜市と近江八幡市が加盟しているようなんですけども、野洲市はこれに加盟していないというのはなぜなのでしょう。声がかからなかったというのか、この辺はどうなのでしょう。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） まず、発足時1995年ごろ、あるいは野洲市が現在もずっと未加入の状態であるという、そういった経過については十分に、なぜ未加入であるかという、正確な形での理由等は把握できておりません。想像しますと、朝鮮通信使に関する主要な資料が残っている市町というんですか、市町村もあるかもわかりませんが、中心となって活動されてきたものと思っております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ということはこれ、全然この協議会みたいなのをつくるよと言ったときから声がかかっていないということなんですかね。そういうことであれば、今、部長も言われた、私も多分声がかかっていないのであれば、こういった資料がないのかなと、いわゆる記憶遺産に登録できるようなレベルの資料が残っていないのかなということなんですけど、野洲市、やはりこれ、朝鮮人街道の分岐点ということで、非常に歴史的な価値があるというか、そういう気がするんですけど、その朝鮮人街道の分岐やというのを表す資料とか、例えば、絵図とか、そういうような文書みたいなんとか、そういうなんは全く何も残っていないのでしょうか。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 朝鮮人街道の分岐を示す資料ということでございますけども、

地元、小篠原村の絵図、地図ということになると思うんですけども、などにはその旨が見られるということでございます。しかし、朝鮮通信使が残していった、例えば書画とか日朝交流の記録類は野洲市には残されておられません。宿場町の守山とか城下町の近江八幡や彦根では朝鮮通信使の宿泊地や休憩地であったといったことから、交流の舞台となってさまざまな資料が残されていますので、野洲は通過点であったために資料が伝来していないのではないかというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） そうですね。なかなか、やはり宿場町とか、そういった休憩所のところは何かの資料はあるんでしょうけども、分岐という、このところで何か残っておればいいかなと思うんですけど、残念なようです。

この朝鮮人街道はご存知のとおり、中山道から分岐して、ここは將軍家を通った道なんですね。まずは徳川家康が関ヶ原で勝って上洛するときに通ったと、その後は將軍家がこの道を通っていると、一般の大名さんの参勤交代とかではここは通していないと、こういう非常に歴史的価値があると。そういうことで朝鮮の通信使、朝鮮から来た方もこの將軍家を通ったところを通ってもらっているという、非常に価値のある財産なんですね。

そういった意味でも、この野洲市の名がぜひともユネスコのどこかに登録できるようになればと思うんですけども、何かこの辺はどうでしょうかね。何か方策とかありませんか、手だては。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） これまで登録されたものやこれから登録を目指そうとされている関係団体の資料をしてみると、実際のところは野洲市には、今、議員がおっしゃっていただいたユネスコの記憶遺産に登録されるような、朝鮮通信使の記録遺産、ドキュメント遺産とかという表現もされているんですけども、残されていません。記憶遺産への登録は野洲市にとっては地域の歴史や日韓交流を検証する上でも有意義なこととは考えておりますけども、今後も情報収集に努めながらまちづくりに活用していければというふうに考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） この朝鮮通信使というのは、通信使というのは普通の、いわゆる今でいう通信をやりとりするという通信じゃなくて、親しみを持った交流というんですか、親しい相手方の交わり、いわゆるよしみというんですか、よしみを通じる、そういう

使節団やということなんで、野洲もそこに関わっていたということであれば、何とかそういったところを探れば良いなと思っています。

ただ、この記憶遺産というのは先ほど部長にもありましたけども、2年に1回審査をいろいろやって登録するんですけど、これが2016年の共同申請ということですから、来年度申請して、再来年度に登録を目指しておるというので、今さらという感じはするんですけど、まあまあ、後々のことも含めまして、こういった協議会の中へ入らせてもらえへんかとか、これは行政だけでなしに民間団体もあるようですので、その辺の方も活用した何かを探っていただければありがたいなと、このように思っています。

その中で日韓の友情ウオークというのが隔年で韓国から東京まで歩くイベントがあるようで、今年5回目として4月から5月下旬にかけて実施されたようです。このときも野洲の朝鮮人街道を通っているはずなんですけども、ここの野洲の朝鮮人街道を歩いているのを見たという人もいます。これには野洲市からは参加されたんでしょうか、お伺いします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 議員おっしゃっていただきました朝鮮通信使がたどった道を歩く「21世紀の朝鮮通信使 ソウルー東京友情ウオーク」につきましては、日本ウオーキング協会と韓国体育振興会の主催で開催をされております。通信使の初来日から400年にあたる2007年に始まり、今年で5回目になります。4月1日から5月22日まで期間でソウルから釜山とあと大阪から東京の合わせますと1,258キロメートルを歩かれたということでございます。野洲市には5月3日に通行されているんですけども、野洲市からの参加人数ということで主催者に確認をしましたところ、おられなかったという回答をいただいております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） こういうイベントがあるというのは野洲市では把握できないんですか。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 日本ウオーキング協会も共催ということで入っておりますので、全然把握できない事業ではなかったと今は思います。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。今回はそういったことでわからなかったかもし

れませんが、隔年でやられるということで次は2年後、もしかすると、先ほど言いましたこの朝鮮通信使のことが記憶遺産に登録されるかもしれませんので、そのときは、やはり中山道と分岐して、いわゆる朝鮮街道と言われるところの地としてぜひとも何か参加できるように網を張ってやっていただきたいと思います。この辺は教育委員会だけなのか、環境経済部と協力してやっていくのかはありますけども、その辺、またよろしく願いしておきたいと思います。

そこで、環境経済部長にお伺いするんですが、こういった歴史的な文化遺産、歴史的なとか、また文化的遺産は教育委員会との関わりが非常に強いと思われるんですけど、これらを観光資源として取り上げるためにはどの辺に着眼点を置かれるのか、環境経済部長にお伺いをいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 観光資源としての着眼点というお尋ねなんですけども、先ほど議員からもご指摘いただきましたように、いわゆる歴代将軍が上洛するときに使われたという、吉例の道でもあるというのは1つの着眼点かなというふうに思っています。現在、今ご質問いただいています、朝鮮人街道ですので、この分岐点は行畑にございます。そうした中でこの道につきましては、まだ祇王学区の辺についてはまだ古いまち並みがございます。そして、ご存知だと思うんですけども、篠原学区ではカントリーエレベーターがある手前のあの辺ですけども、桜並木がきれいな場所もございます。そうした意味でボランティアガイド協会さんと連携しながら、ちょうどあそこをハイキングで朝鮮人街道を歩くという形で、その歴史的な価値を着眼点としてそういうイベントを実施していきたいというように考えているところでございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。確かに、チラシの中にもそういったものがあるんですけど、やはりチラシをつくってというだけでなく、それをいかにPRするかというんですね、その辺が大事かと思います。ネットでもいろいろ見てみますと、今、部長が言われるように、朝鮮人街道を歩くとかいうて、細かく写真入りで入っております。こういうふうなものもあるし、ぜひとも市の観光のPRとしても、今言われたような桜のこともあるとか、いろいろあります。ぜひともPRしてもっと、単に朝鮮人街道、朝鮮人街道なんてじゃなくて、朝鮮人街道はどういうもんやというのを、やっぱりしっかりPRをしていただきたいと思いますなど、このように思います。

ちょっと話がいきなり飛ぶんですけど、そういったPR用のための予算というんですか、そういったところはどうか、部長として満足しているぐらい付いているんでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 実のところ、これが、いわゆる昔の国の交付金を使いまして、単独では厳しかったので、実はいろんな補助金を利用いたしまして印刷をしたところなんですけども、意外と人気がございまして、今、品薄になっております。そうした意味でできることなら観光物産協会が、いわゆる正常な体制になった時点でまた検討していきたいなど、このように思っております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） あんまり補助金に頼らずにぜひとも毎年度の予算要求にはしっかり上げていただいて、通るまでいくんやというぐらいちょっと頑張っていたきたいなど、このように思います。

では、次、行きます。平成26年11月議会でこの朝鮮人街道の分岐のことについて質問をさせていただきまして、そのときに石でできた道しるべがあるんですけど、それが蓮照寺にまあまあ保管をされております。あのときも本来の位置に設置すべきではないかなということをお話しさせていただきました。その後、これについて検討とかされているのか、これは教育部長にお伺いしたらいいんですかね。お願いします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 道標につきましては、江戸時代の享保4年というんですか、1719年に街道の分岐点に設置されたもので、平成16年に市の文化財に指定をさせていただいております。戦後、折れていたものを元に戻してもその場所では残せないために後世に伝えようと、地元の方々が近くの蓮照寺さんの境内に移されて保管をされております。議員からご提案いただきましたとおりに、本来の場所へ戻すためには現在の道路、歩道の状況、あるいは交通事情や交通量などを勘案しますと難しいというような形では考えております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） あのときは何か2平米とか3平米要るとかというて、ちょっと理解できんような回答をもらったんですけど、やはり都市建設部の方とも協議していただいて、やはりこれ、観光的なあれも強いので、環境経済部とほぼ三者でちょっと話し合っ

て何とかやっていただきたいなど。この朝鮮人街道は彦根の鳥居本でまた中仙道に合流するんですね。私は行って見てきました。あそこや、こういう道しるべが立っています。ここも見たところ、ちょうど角っこなんで、民家のところか何かのどこをちょっと切ったような形で簡単に設置しているんですよ。これ、見にくいかもしれませんが、後で差し上げますので、参考にして下さい。ぜひとも、やはりこうやって、やっていただきたいなど、これ、道しるべを置きまして、解説も入っているんです。やはり、こういうようなことで、鳥居本もやっていました。実際、行って見てきました。何とか片一方、これを見ると、野洲のこの道しるべができたのが1719年ですね。鳥居本がちょっとこれ、説が2つあって、はっきりしないんですが、多分、こちらかなと思うんですけど、1827年だと思います。これ、100年ぐらい違うんですね。100年ぐらい後で、鳥居本が後なんですけど、ちゃんとできている、やっているの、やっぱり片方もしっかりやってほしいなど。こういうことがありますので、ひとつ検討いただいて、金のかかることばかりで申しわけないんですけど、やはり野洲市というのはどういうとこやというのを、PRにもなると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の方に移らせていただきます。次は平成27年度ロードマップ・平成26年度実績評価についてということで、この第1次野洲市総合計画改訂版に対する平成27年度のロードマップと26年度の実績評価の取りまとめが先日、示されましたけど、なかなか資料が細かくて、ページ数が多くて見にくかったんですけど、ぱらぱらっと見たところで気が付いたところがありますので、何点かをお伺ひしたいと思います。

まず、26年度の実績報告のうちの内部評価について進捗度が5、これは達成または完了となっているもので、評価がされているものやされていないもの、また、ちょっと評価としてどうかなどというのがあったので、お伺ひしたいと思います。

まず、6ページに事業通番5というのがあるんですけど、ここは進捗度が5で評価は4となっております。この26年度の計画に対して達成したから5というのは納得できますね。そして、継続するから4というのはわかるんですけど、この全体目標のところにかかれているコーディネーター・マネジメント加配が26年度は9名となっているんですけど、実績には書かれていないのに評価が5になっていると、要は達成したというふうになっておるんですけど、この辺の考え、まずこれはいかがでしょうか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 丸山議員の平成27年度ロードマップ・平成26年度

実績評価についての中での平成26年度実績評価からということで、この実績評価でのこの評価につきましては次年度以降の取り組みを今後の事業の方向性判断という形で内部評価をしたものでございます。このことから、議員ご質問の事業通番28のものづくりインストラクター養成スクールの開校、中小企業の経営改善指導につきましては市としての事業、これが26年度で完了ということになっておりまして、この評価でいいますと、次年度以降のということになりますので、取り組みを評価の対象外というようなことにいたしておるところでございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） そうすると、今言いました全体目標の中に平成26年度はコーディネーターとかマネジメント加配を9名にするというのは、26年度はここには書かれていないんでできていないのかなと。27年度、今、部長が言われるのは27年度でこの辺は達成させると、こういう意味でいいんですかね。要は、この全体の達成目標のところ平成26年度に9名と書かれているやつが26年度の実績にはちょっとこれが見当たらないんですね。なのに、進捗度が5になっている。要は達成しているというふうになって、27年度にこの加配をするということになったのかな、何かそういうふうになっておるんですけど、これはどうなんですかね。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） ちょっと人数のことが26には書いていないということなんですけども、全体的な目標という形では26年度で事業がもう全て終わっていると、完了したと、こういう扱いになっておりまして、この評価ではさらに翌年度以降の取り組みの評価というような意味合いでの評価点ということになりますので、もう26で終わりましたので、評価の対象にはならないと、こういう扱いになっております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。

それでは、もう一つのところです。22ページの事業通番28というのがありまして、これ、ものづくり経営交流センターの件ですけど、進捗度が5になっていて、評価が記入がないんですね。これはなぜなのか。備考欄には27年3月31日廃止と書いてあるんですけど、この評価がされていないのはなぜでしょうか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 済みません。先ほど申し上げました内容が今の物づく

りの関係なんですけれども、はい、26年度で終わりましたので、この3月までというところで27年度にはないので、評価をしていないということになっております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 済みません。ちょっと通告に書いているのと質問するのが紛らわしかったのかもしれませんが、じゃ、物づくり交流センターへ行きますと、これ、5で完了やったら完了でいいんですけど、評価はそうすると何もなしというのは変ですから、休止もしくは廃止、「すべき」という言葉がええんか知らんですけど、1にならへんかなという気がするんです。この備考欄に、今言いましたように27年3月31日廃止じゃなくて、何で廃止したのかというのがここないと、せつかく、これをこうやってきたので、ちょっとわかりにくいんですね。だから、廃止したのは、例えば、所期の目的を達したので、もう廃止やと、やはりそれすべきやと思うんです。単に結果だけでやるんじゃないと思いますけども、この辺、いかがでしょうか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 備考欄にその旨、もう少し達成、どういう理由でとか、達成のその内容にということなんですけど、もう少し丁寧に書かせていただくとよかったですけれども、できるだけ今後はそうした形でわかりやすくしていきたいと思っております。

この評価につきましては、このロードマップの、ちょっとページ数は打っていないんですけども、それぞれの事業が上がっております、1ページから始まりますけれども、その前ページに26年度実績評価の進捗度と評価の指標というような形で説明がございまして、評価について、まあ、進捗度については26年度の進捗度合いという形で1から5までというふうにありますけれども、評価については今後の翌年度にその事業をどういった方向性を持っていくのかというような判断という意味合いでの評価という形で記載をするというふうにこの記載の形式といいますか、を書かせていただいております、そうした意味で27年度ではもう既に事業はございませんので、27年度で廃止ということではなりませんので、26年度中で廃止になりますので、27年度については評価自体ができないと、こういうような形になるわけでございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） いやいや、26年度の実績評価を27年4月にしておるんでし

よう。26年度の実績評価を27年4月にしているんやから、3月31日廃止になったら廃止はええんですよ。だから、評価はそこでやって、もう達成か完了しましたと、ほいで、次の評価は私、なしじゃなくて、休止もしくは廃止すべきの1ではないかと。備考欄に書くのは所期の目的を達したので、31日で廃止したというふうにするべきではないかなと言うておるんですよ。27年度の評価云々じゃなくて、26年度の評価を27年4月にしておるんですね、これ。ここ、書いておるのはね。だから、そうすべきではないかなと言うておるんです。私の言うているのは間違っていますでしょうか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） その評価の時点という部分になると思うんですけども、ここでのロードマップでのこの26年度評価の部分、ここについての考え方を今、先ほどから申しましたように次年度以降の方向性というところに視点を当てて、評価をするというふうになって、させていただいております、その評価の仕方でいいますと、評価ができないという形になります。ちょっと見方によって、ロードマップのこの整理の仕方が今申しあげましたように整理の仕方になっておりますので、それによると、ちょっと27年度以降ということになると評価ができないと、こういう形になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 私とちょっと認識というのか、解釈の違いがあるのかなという、これ、次年度というの、方向性という判断で継続すべきやとか改善すべきやとか縮小すべきと書いておるんですね。そういう意味でいけば、27年度は廃止すべき違うかと。その廃止の理由は何やというたら、所期の目的を達成したということ違うかなと思うんですけど、それで結構です。はい。

あんまり時間もないので、ちょっともう飛ばして、次、行きますけど、27年度のロードマップの中の部目標シートというところの市民部のところに通番の34で、消費者行政推進事業で消費者安全法の改正に伴う消費税条例の制定というのが、これがなぜ基本事業の就労支援と勤労者福祉の充実なのかをお伺いします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 事業通番の34の消費者行政推進事業についてでございますけども、申しわけございません。これは編集の段階で誤りがございました。訂正をさせていただきたいと思います。議員ご指摘のとおり、基本目標につきましては「人と人

とが支え合う安心のまち」、それから施策体系は「市民生活の安全性の確保」ということになりますので、訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） ありがとうございます。ちょっと通告どおりということで、じゃ、そちらの方に整理していただくようお願いしておきます。

それでは、次のところにまいりますけども、同じく部の目標設定シートのところで、政策調整部と総務部、どちらも62の新地方公会計システム及び公共施設等総合管理計画の整備というのが上がっておりまして、どちらも括弧書きで固定資産台帳の整備となっておりますけど、これは公共施設の老朽化対策という、国から出ているあのことかと思うんですけど、それぞれ両方で上がっているということは分担してやられるのか、それぞれの業務内容をお伺いします。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 政策調整部と総務部の関係になるんですけども、私の方で一括して答弁させていただきます。

新地方公会計システム及び公共施設等総合管理計画の整備ということでございますけれども、新地方公会計システムにつきましては現金主義会計による予算・決算制度を補完するものといたしまして、現金主義会計では見えにくいコスト、あるいはストックを把握するために発生主義会計による財務書類等を作成するものでございます。

一方、公共施設等総合管理計画はインフラ資産を含めた全ての公共施設等の現況及び将来の見通し等を踏まえ、施設全体の管理に関する基本的な方針を策定するものでございます。これらを整備していくために共通する前提条件としまして、市が所有しております全ての固定資産につきまして取得価格、耐用年数等の資産価値を含めたデータが網羅的に記載された固定資産台帳の整備が必要になってまいります。今年度、27年度におきましては、政策調整部と総務部で所有する全ての固定資産につきまして網羅的に洗い出しを行いまして、調査及び情報収集を行いまして、固定資産台帳の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、28年度以降におきましては、新地方公会計システムにつきましては政策調整部で財務書類等の作成及び公表を進めていく予定をいたしております。また、公共施設等総合管理計画につきましては主に総務部で策定作業を進めてまいりますけれども、平成26年8月に策定をいたしました行財政改革推進計画において施設の再編を含めた計画として

いくこととしておりますことから、政策調整部と連携をしながら進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 1つ、初めのころの説明で、27年度の固定資産の台帳整備の中で、政策調整部と総務部が所有する固定資産というふうに説明があったかと思うんですけど、固定資産は政策調整部と総務部が所管しているだけですか。他ではないんですか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） ちょっと私の話し方が悪かったのかもわかりませんが、27年度政策調整部と総務部で協力して、市が所有する全ての固定資産についてという、そういう意味合いでございます。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） 市が所有するということですね。その中で総務に該当するところは総務がやります、政策調整がやるべきは政策がやると、こういう解釈でいいわけですね。わかりました。

そしたら、この国から出ているこの今の2つの件の見直しというのか、その辺のもうちょっとわかりにくいところもあるんですけど、これの先ほど言われた行政改革の中で取り組むということも含めまして、この辺の完成年度というんですか、その辺は大体目標年度はどの辺までに置かれているんでしょうか。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 現在、整備のスケジュールを考えておりますのは固定資産台帳、先ほど言いましたように27年度でとっておりますし、公共施設等総合管理計画の策定につきましては28年度、それとさらにそこの関連で個別施設計画、これについて29年度というふうに考えております。あと、新公会計の財務諸表の作成等については28から29年度というようなスケジュール感を持ってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。ちょっとこれ、資料によると、今、最後言われました新会計システムは原則平成28年度決算から適用となっておりますので、そういう意味でいいんですね、今言われた28年度か何かその辺言われたから。この辺が1つの目標や

ということでもいいわけですね、この新会計システムは。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） おっしゃいますように28年度決算ということですので、翌年の29年度ということになります。

○議長（河野 司君） 丸山議員。

○13番（丸山敬二君） わかりました。いろいろとありがとうございました。これで終わります。

○議長（河野 司君） 次に、通告第4号、第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 第4番、岩井智恵子でございます。

大きく2つの質問をさせていただきます。

まず1点目、野洲市のミニ百科事典の作成について質問いたします。

ちょうど1年前の一般質問に合併10周年を機に野洲市のミニ百科事典の作成についてお伺いをいたしました。まず、その進捗状況について教育部長にお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 岩井議員の第1点目の野洲市のミニ百科事典の作成の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

野洲のミニ百科事典、当時は「野洲町生涯学習のまちづくり会議」の地域づくり部会というものが取り組みをされて、平成7年4月に初版を発行されました。冊子の冒頭に「心のふるさと野洲への厚い願いを込めて」とありますように、町民が自ら参加し、調べ、執筆されたことに事業の大きな意義があったと考えております。昨年度、改めての作成についてのご質問をいただき、市民参加の観点から生涯学習スポーツ課が現在の生涯学習関係団体での取り組みは可能であるかなどについて検討いたしました。現時点では当時のように全体の中心となって取り組みをいただく団体が見受けられないのが実情でございます。直ちに野洲市ミニ百科事典の編さんに取り組むことは難しいのが現状となっております。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいまは直ちにとすることは大変難しいということでございましたので、残念ですけれども、これも返答ですので、致し方ないと思います。

次に、平成26年度野洲市統計書によりますと、本市では国宝の御上神社や大笹原神社をはじめとする彫刻や絵画など、国指定文化財は51、県指定文化財は18、本市指定文化財は71あるということです。この数字からしても、我が市は文化財の宝庫と言っても

過言ではございません。また、平成25年度の図書館利用状況では哲学や宗教、歴史や地理、また芸術や美術の分野で一般書、児童書を含め、年間約6万7,800冊となっており、ほぼ利用の上位を占めています。こういった統計からも関心度の高さや、また先人が郷土愛が長い歴史の中で脈々と文化財を大切に守り、継がれてきたことに感動を覚えます。このことに思いをはせ、改めて野洲のすばらしさを認識すべきではないでしょうか。事業を進めていく上では重要性、あるいは緊急性など、優先度はよく承知しておりますが、以前の答弁ではなるだけしたいという答弁をいただいております。ミニ百科事典について現実的には難しいということですが、今後、そのすき間に前向きなことがあるとするならば、意見があれば伺いたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 今、議員おっしゃっていただきましたように、野洲市のすばらしさを認識し、また地域を知り、郷土愛を高めることは非常に重要であるというふうに認識をしておりますので、再び市全体として市民、あるいは団体から野洲市ミニ百科事典の作成をとった気運が持ち上がった場合には関係各課が資料提供に協力する体制をとって、側面的に支援したいというふうに考えております。

なお、地域史の編さんということにつきましては、現在も歴史民俗博物館でご要望の各地域等と共に取り組む体制を担っております。幾つかの自治会と現在、協議を行っているというのが実情でございます。

以上です。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ありがとうございます。この炎を全く消すことなく、やはり本当にこの野洲市がすばらしいということの再認識のためにもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の市内商工業の振興の取り組みについて質問をいたします。

野洲市は、三上山をはじめ、雄大な田園地帯、風光明媚な琵琶湖岸、希望が丘など、大変自然環境に恵まれています。野洲市統計書によりますと、滋賀県観光入り込み客統計調査では平成25年度の希望が丘文化公園は24万1,700人、近江富士花緑公園は29万6,500人、銅鐸博物館は2万1,000人、御上神社は6万5,000人、また、ピワコマイアミランドは4万8,400人、兵主大社は12万2,000人などとなっております。これだけの集客数がありながら、それらがうまく商工業の振興に生かされてい

ないもどかしさを強く感じております。これだけの大自然と交通網と、そして文化財に恵まれた地域を生かさないとはいえないと思います。その1つとして、お金を落としてもらうことも重要課題だと私は思っております。地域の商工業の発展なくして、市の発展や活性化はないと私自身も考えております。本市が通過点ではなく、何とか集客を取り込んだ策はないのでしょうか。このあたりについて何か策など、お考えがあったら環境経済部長にお伺いをしたいと思います。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、岩井議員の市内商工業の振興の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

市では商工業の活性化とまちのにぎわいづくりを進めていくために平成24年4月に商工業の振興指針を策定したところでございます。現在、この趣旨に基づきながら、今、議員ご提案いただきましたとおり、観光が市のにぎわいづくりと地域経済の活性化につながるよう関係団体とより一層の連携を推進してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 平成24年からこういった取り組みをされているということで、今後とも手を緩めることなく、よろしくお願ひしたいと、このように思います。

さて、4月の全員協議会で都市建設部から独立行政法人都市再生機構、いわゆるUR都市機構との都市再生の推進に関する基本協定の締結についてのたまかな説明があり、とても画期的なことと期待をしていますが、ただ対象が野洲駅南口周辺整備構想に位置付けられた区域が中心となっています。この区域だけで市のにぎわいと活力にあふれた地域の創造や都市再生に資する業務に値するのでしょうか。私は甚だ疑問に感じております。そのあたりを踏まえ、市当局の見解を都市建設部長にお願ひをいたします。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 2点目の市のにぎわいと活力にあふれた地域の創造についてお答えをさせていただきます。

本年4月に締結いたしました独立行政法人都市再生機構との土地再生の推進に関する協定の目的は野洲駅南口周辺整備構想を具現化するものであるため、対象区域については野洲駅南口周辺を中心としているところでございます。ご質問のその区域だけではというこ

とでございますが、その市域全体を俯瞰した拠点づくりにつきましては、国において都市のコンパクト化と地域公共交通ネットワークを柱とした立地適正化計画が制度化されたところでございます。本市におきましても、立地適正化計画の策定を見据え、都市機能及び居住の集約化や市内の公共交通のネットワークの検討を行っていくために、基礎調査を平成27年度に実施していく考えをしております。当業務の調査委託につきまして、今回の補正予算を提案させていただいているところでございます。本調査の業務におきましては、地域ごとの人口推計や都市機能の配置等からにぎわいのある地域拠点の位置付けに向けた調査、分析を行ってまいりたいと、このように考えているところです。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） ただいま大変展望のあるお答えをいただきまして、私もちょっと野洲は、やはりもう少し元気がないなといつもちょっと思っておりまして、もう少しにぎわいのある、そしてまた、今言われたようなきちっとした構想を踏まえて、ぜひしっかりとこのまちづくりというものを今後やっていただきたいなど、本当に切に思っております。

次に、本市においても、まち・ひと・しごと創生法の成立を受けまして、2019年までそれに関わる地方創生関連事業を実施されているところですが、その先行型事業の1つ、観光振興、地域活性化事業について、以下ずっと環境経済部長にお尋ねをいたします。

秋の収穫祭と題して、オクトーバーフェスト&ジャズフェス in 野洲2015は9月26及び27日に開催予定されていますが、野洲まちバルはそれなりの成果はございましたが、一過性的で展望としての活性化や継続に結び付いたとは言いがたいと思っております。こういった反省点を踏まえ、より多くの市民の活性化につながれることが肝要ではないかと思っております。この案、いわゆるオクトーバーフェスト&ジャズフェス、この案について場所、あるいは集いの年齢層など、野洲駅前ということですがけれども、そこになった決め手ですね、どういうところに絞られてここが選ばれたのかをお願いいたします。お伺いします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 決め手のポイントについてのお尋ねでございますけれども、まずは議員ご指摘のとおり、当事業が一過性でなく、継続性のある事業としてより多くの市民の活性化につながれるかということは大変重要な視点であるというふうには認識を

しております。その上で、そもそもこの事業なんですけども、私も実行委員会に参画をいたしましたところで知ったんですけども、以前から工業会さんの方でお話があったというように承っております。

そうした中でこの事業のポイントなんですけども、キーワード的に言いますと、中心性、あるいは歴史性、市民性、地域性だというように考えているところです。具体的に言いますと、中心性と言いますのは先ほど議員からもご提案いただきましたように駅前という、にぎわいが創出できる場所、あるいは駅ですので、結節点ですので、人が集まるという場所でもございます。歴史性、これが一番大きいポイントではないかと思っているんですけども、ご承知のように、開催する場所につきましてはアサヒビールモルトさんがあった場所ということで、ビールという地点でも結び付いてくるのではないかなと、このように思っておるところでございます。市民性につきましては、市民が主体的に参加し、地域性につきましては地元の食材を生かしまして、そういったブースを設けていきたいと、このように考えているところでございます。こうしたキーワードを基本に、野洲の自慢の1つのイベントとして、今後も育っていければいいなというように考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 今言われたように、野洲駅前でされるということに異存はないんですけども、ビールがあるということで、自動車で来られるということはないものと思うということで、家が送ってもらうか、あるいは電車の利用か、バスということになると思うんですけども、こういったところから考えると、ちょっと狭い感じはするんですけども、ここで野洲のいろんな年齢層の方が集っていただけるには十分だというか、そういうふうには思っておられますか。ちょっと若者だけを絞ったような気もせんではないんですけども、ここの年齢層についてはどうなんでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 確かに議員がご心配されている部分と言いますのは、実行委員会でもいろいろ議論があったわけなんですけども、まずは先ほども言いましたように駅前という形で比較的公共交通機関が使えると、電車をおりてすぐという場所もございます。

今回、初回ですので、このオクトーバーフェストと言いますのは、ドイツなんですけども、何か紳士的なお祭りで、収穫祭ですので、大人が子どもを連れて参加すると、そういうイベントらしいです。今回につきましては、いきなりそんな大きな、大したって、大げ

さなイベントにはならないと思うんですけども、小さく産んで大きく育てていこうと、このように思っているところがございます。当然、議員がご質問いただいた心配については当然、実行委員会の中でも議論されておりますので、その辺は十分配慮していきたいと、このように思っております。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 2019年までということは、やはり5年間を目処としたことではなく、今回1回きりということですか。また、あるいは形が変わるのか、そこまではまだ考えておられないんですか、このことについて。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 再度のお尋ねでございますけども、基本的に今回は交付金がありという形で5年間はある一定の財源は出てくるであろうなという形で、その部分では担保はあるのかなというふうに思っております。ただ、こういう財政事情ですので、いろんな形で企業から寄附をいただくとか、そういう形でないと、その財源がないと、この事業はできないわけですから、そういう意味では先例的にこの国の交付金事業を使って、とりあえず小さく産んで大きく育てていこうと、こういう趣旨でございます。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） わかりました。では、どうぞよろしく申し上げます。

次に、本市は昔から郷土料理を材料としたたでがよく知られています。代表的なものにたでずし、たでうどん、そばなどが上げられると思いますが、たでめんを皆さん、ご存知でしょうか。本市在住の女性4人が地元野洲を元気にしたいという思いから地元で親しまれているたでを使った特産品の開発に取り組み、麺地にたでをまぜ込むなど、試行錯誤の末、滋賀・野洲たでめんの完成にこぎつけられましたとのこと。特に安心、安全にもあくまでこだわり続け、無添加、国産材料の即席麺です。もちろん、野洲には米や琵琶湖でとれる湖魚など、他にもたくさんありますが、お湯を注いで3分、手軽なことや余り荷物にならないお土産品としても喜ばれるのではないかと思います。私は決して利害関係があって言っているわけではありません。常々ボランティア観光ガイドとして、以前は案内所に扱ってございました野洲の土産品が閉鎖されて扱えなくなり、尋ねられても近場でお示しするところがなく、精彩を欠いていました。そんな折、たでめんの話を知りました。いろいろとご批評もあると思いますが、それはそれで貴重なご意見として今後につなげればよいと思います。元気のあるまちづくりを目指して、4人の女性グループの勇気ある立ち

上げだと私は思っております。そして、滋賀新事業応援ファンド助成金事業認定を受けられ、志を一にした輪も大きく広がってきているようですが、やはり市としての後方支援も商工業の発展の大きな力だと考えております。それについてご意見があればお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 新名産のたでめんについてのご質問ですけども、アドバイスなり、それに対する意見というご質問でございます。市としてのアドバイスなり、それに対する意見についてですけども、たでめんは議員もご質問の中にありましたように市内在住の女性4名のグループ「エコッチクラブ」さんが開発をされて、今年の4月よりそのたでめんを販売されるというように承知をしております。同グループが参画しています野洲たでブランド推進プロジェクトでございますけども、「郷土食材たでを使ってまちおこしをしよう」を合い言葉に、平成25年に発足をしております。たでを使った名産品の開発、あるいは販路開拓に取り組んでおられます。

支援でございますけども、現在、行っておりますのがびわこビジターズビューローの協力を得まして、東京のゆめぷらざ滋賀でのたでめんの販売、あるいは旅行会社さんが集う相談会の中でたでブランド商品をPRするなど、情報発信をしているところでございます。今後、他の特産品の生産者や加工者との交流の機会の提供や各特産品をあわせた、いわゆるパッケージ化などを「エコッチクラブ」と共に一緒に検討していきたいなど、このように思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） お話を伺っておりますと、県の方ではとりあえず自分たちも実費を出しながら、一生懸命宣伝ですか、たでめんについてはしておりますと、共鳴をしていただける中で大分広がってはきていますが、野洲の職員の方も、議員も含めてだと思っておりますけど、全く知らない方、全然応援の気配がうかがえないようなニュアンスではちょっとおっしゃられていたんですけど、やはり土産にちょっと声をかけるなり、何か予算を付けよとか、そういう意味は私も言っている気はないんですけども、野洲の土産としての1つとして応援をする、まちを元気にしていく何かの材料になればなということでこれを取り上げさせていただいているんですけども、地元の者は知らんふりではどうかなと思うんです。何かに付けて、今も言いましたように、お金、予算どうのじゃなくて、や

っぱり応援をするという気持ち、そういう気持ちを大事にしてほしいなど、この趣に限らず、元気になっていくための何かそういうものがあるならば、みんなを挙げて、野洲市が1つの方向性を向けて取り組んでいく、やっていくことが大事やないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 済みません。今、岩井議員の答弁の中で、私、「エコックラブ」と、こういうように言ひましたけども、「笑COっ娘CLUB」でございます。訂正をさせていただきます。

○4番（岩井智恵子君） とにかくよろしくお願ひします。終わります。

○議長（河野 司君） 次に、通告第5号、第19番、高橋繁夫議員。

○19番（高橋繁夫君） 第19番、高橋繁夫です。

今年の夏は暑くなりそうでございます。この時期に既に30度を超える日が続いております。また、沖縄の口永良部島の噴火や小笠原諸島を震源とする地震など、自然の力の前では人間はひれ伏すしかないかと思ひる反面、それを乗り越えてきたのが人間であることに誇りを感じております。

それでは、質問に入ります。まず、第1問目は職員の不祥事について質問をさせていただきます。

職員の不祥事がまた発生し、酒気帯び運転の事案については新聞だけではなく、テレビでも取り上げられ、ゴールデンウィーク中の春祭りの真っ最中に市内に衝撃が走りました。昨年発生した野洲市観光物産協会での事案や東消防署敷地の測量に係る事案は、平成26年11月議会の一般質問で職員の不適正処理事案について質問させていただきました。これらの事案は件名が示すとおり、職員自身が観光物産協会の販売品を購入するとか測量業務の委託料等を支払うといった、職員自身が金銭を出しており、不適正ではありますが、こういう表現は適切でもないかもしれませんが、不祥事と呼ぶまでには至らない事案だったと私自身は思っています。

それでは、昨年末と今年の5月に発生しました職員の不祥事について伺うものであります。不祥事の第1事案は市立小学校用務員の万引き事件であります。この事案は昨年12月15日に市内の大型スーパーにおいて食料品売り場からシイタケやシメジ、みそなど、計5点1,800円相当を万引きしたものであります。この万引き事件の発生時刻は午後

2時50分ごろであります。当時の新聞では公務中であったと記載されていたと記憶しております。

そこで、次の点を伺います。1、この職員は公務中であったのかどうか。2、公務中であれば、当時の監督者の管理がどのようになっていたのか。3、公務中での買い物などは職務規律違反であり、よく耳にするのはこういった違反者がたびたび違反を重ねる傾向があるということですが、公務中での買い物などの違反は今回だけなのか。4、この職員に対する処分はどうされたのか。

次に、職員の酒気帯び運転の事案について伺うものであります。この事案は5月5日午前2時45分ごろ、守山市の県道で酒気帯び状態で軽乗用車を運転したというものです。新聞記事によると、職員とトラブルがあった女性から110番があり、守山警察署員が駆け付けると、職員が軽乗用車に乗って逃走、署員が停車させて調べたところ、呼気から基準値を上回るアルコールが検出されたというものです。

この事案について次の点を伺います。この日は5月5日で祝日であるが、新聞ではこの日は休暇中だったと記載されておりますが、この休暇中とはどういうことか。2、発生時刻が午前2時45分ごろであり、休暇中では考えられない時間ではないのか。3、職員とトラブルになった女性から110番に通報があるが、このトラブルの内容はどういったものか。4、職員は軽乗用車に乗って逃走とあるが、事実はどうであったのか。5、本人は「酒を飲んでいない」と酒気帯び運転を否認していたとあるが。6、今回の件は女性とのトラブル、車に乗って逃走、酒気帯び運転を否認と悪質な内容が重なっており、テレビ放送もされて、市の信用を大きく失墜されたものであるが、処分はどのようにされるのか。7、5月26日の新聞報道では大津地検は逮捕、送検された職員を不起訴にしたと報道されていたが、不起訴の理由は把握されているのか。

次に、2点目といたしまして、野洲市の地方創生事業について伺うものであります。

私は皆様もご存知のとおり、野洲市の商工会員であり、商工会員として本市の商工業の活性化を促進したいと常々思っているところであります。今回、国の緊急経済対策として交付されます地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、市民の消費喚起を促すことを目的とした野洲市地域消費喚起プレミアム付き商品券事業が実施されます。この事業は消費者には2,000円分の生活メリットがあり、また地域の消費を呼び起こし、そのことにより本市商工業の発展に結びつくものと期待しております。

また、地方創生の事業として開催されます野洲市まち・ひと・しごと地方創生事業も大

いに期待しております。本市も中心市街地の活性化が望まれており、そういった意味で中心市街地の活性事業として野洲駅南口周辺でのイベント開催であります。オクトーバーフェスト&ジャズフェス i n 野洲 2 0 1 5 にも開催を心待ちにされている市民もおられると思います。今回のフェストはビールを楽しむドイツの発祥の祭典とジャズフェスティバルを組み合わせて、野洲の名物料理を味わいながらジャズで盛り上がるという、一挙両得な内容で一挙大得を狙おうとされております。

そこで、私はこの一挙大得の策として、平成 2 5 年に開催されました野洲まちバルの第 2 弾を開催することを提案させていただくものでございます。平成 2 5 年 1 1 月に開催されましたまちバルは大盛況であり、大変よかった、また第 2 弾を開催してほしいなどのうれしい意見も耳にいたしました。このまちバルは明るい話題提供でもありましたし、野洲市の活性化にも大きな貢献があったものと私は思っています。好評であったイベントなどは第 2、第 3 弾を開催し定期化に持っていくのは常道であります。また、近隣の市町を見ておりますと、守山市では昨年 1 0 月 2 2 日、2 3 日にもりやまバルが開催されたところであり、栗東市でも同様に 9 月 1 8 日、2 0 日に開催されております。

こうしたことから、今回のオクトーバーフェストは 9 月 2 6 日、2 7 日に開催されます。イベントは特に天候に左右されますが、私のそろばんでは大盛況になるとはじております。その余韻が残る年末のあたりにまちバルパート 2 を開催し、今度は市内の各お店でおいしい料理を堪能していただき、野洲のおいしい食文化の輪を広げては考えております。野洲の地方創生事業として大いに盛り上がり、連載小説のように来年、再来年のまちバル開催に結ぶものと思いますが、担当部長の見解を伺うものであります。よろしくお願いたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（澤 嘉彦君） 高橋議員のご質問の職員の不祥事についてのご質問のうち、市立小学校用務員の不祥事についてのご質問にお答えさせていただきます。

1 点目の公務中であったかどうかにつきましては公務中の出来事であります。

2 点目の当時の監督者の管理につきましては公務により市内出張、市役所へ公文書の発送のためということで承認をしました。

3 点目の公務中での買い物などの違反につきましては事件当時、本人に聞き取ったところ、今回が初めてであると聞いております。

4 点目の処分内容につきましては懲戒処分、停職 3 カ月間の処分を行いました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 続きまして、職員の酒気帯び運転とされました事案のご質問につきましてお答えをいたします。

まず、1点目及び2点目についてでございますが、休暇中についてのお尋ねですが、当日は制度上の休暇中ということでございます。

続きまして、3点目、4点目、5点目につきまして、当時の状況につきましては、本件は刑事事件として取り扱われ、その内容は捜査情報であることから本市において知り得ることができず、把握しておりません。

次に、6点目の処分についてでございますが、詳細な状況を把握できていないことから、本人等に聞き取りの上、地方公務員法の規定に照らし合わせた上で適正に対処してまいりたいと考えてございます。

また、7点目の不起訴につきましてはその理由が発表されておりません。3点目等のお答えと同様、したがって、把握しておりません。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、高橋議員の2点目の野洲市の地方創生事業についてという中でオクトーバーフェストについてお伺いいただきましたので、お答えをさせていただきます。

9月26、27日に実施をいたしますオクトーバーフェスト&ジャズフェス in 野洲 2015でございますけども、このイベントにつきましては地元の食材を生かしたアイデア料理を味わい、ジャズを中心とした音楽ステージを通じて老若男女が集い、にぎわいの創出と市民相互のきずなづくりを図ることを目的としたイベントでございます。議員がおっしゃるようにこのようなイベントを契機といたしまして、市内の各お店でさまざまな料理を堪能できるよう商工会、あるいは商店同士の多様な主体が連携をいたしまして、いわばまちバル事業などが行政がやるというよりか、そうした方たちの自律的、主体的な実施をされるというところを行政として期待しているところでございます。そのために行政としても支援していこうという考えを持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 高橋議員。

○19番（高橋繁夫君） 答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、地方創生事業ですが、まちおこしには食べ物、グルメ関係が一番であると思っております。そういった意味で平成25年のまちバルが好評だっただけに今後の開催に向けて期待しております。

次に、職員の不祥事ですが、まず、観光物産協会の事件に関してきのう、6月3日の京都新聞の1面の一番下の段の「凡語」にこの件が掲載されていまして、ご紹介をさせていただきます。

まず、滋賀県南部の自治体で職員による不適切な会計処理がなぜ相次いでいるのとの書き出しで、まず湖南市の現金盗難事件が書かれています。次に、隣の野洲市では昨年の秋に観光物産協会の赤字を防ごうとしてベテラン職員が銅鐸のレプリカなどを私費で購入していたことが明らかになったと。特産品を生かした手づくり携わっていたが、なかなか売れないため責任を感じていたという、長年協会に世話になったので、何とかせなあかんと思ったと本紙記者の取材にそう話したというものでございます。熱心さで知られた人だったそうだが、やるべきことを見誤ったのか、後任に歳入不足を引き継がず、信用失墜を招いたと処分を受けた後、職員は今の春に依願退職しました。穴埋めの代償は小さくもなく、もっと大きな穴があいてしまった。ちなみに、この「凡語」の冒頭の書き出しは「穴があればうずめなくなるのが人情というものだろうか。たとえ身銭を切ることになっても」とありまして、京都新聞ではこのように記事としてはさすがにうまく書かれています、野洲市にとってはまさしく昨年からの職員の不祥事でぽっかりと大きな穴があいてしまいました。

1つは酒気帯び運転と俗に言う、たちの悪い事件であります。私は野洲市の職員は優秀であり、教育部長を筆頭に誠実な人間であると信じておりましただけに今回の不祥事は残念でなりません。たった2人の職員が起こした事件で、野洲市の信用は大きく揺らいでしまいました。よく言われることですが、この信用を取り戻すには長い期間を要します。今回の2つの事案は野洲市の職員の持っている体質から生まれたものではないでしょうか。そういった体質を掘り下げて解明し、その要因を究明することが必要であると考えます。

そこで、今回の不祥事を通して、野洲市の職員、組織には何が必要と思われるのか、また、このような事案が今後起きないようにするため、具体的な再発防止策について人事全般の関わりがありますので、総務部長に答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 高橋議員のご指名ですので、代表してお答えさせていただきますと思います。

何が今後職員に必要かといいますと、やはりこれは公務員という以前に日本国民として法律を遵守するという、そういう当たり前の態度が一番必要やというふうに思っております。なおかつ、公務員としてより全体の奉仕者として恥ずかしくない行動規範、これが必要だと思っております。再発防止に向けましては、研修等での取り組み、こういったものが必要であるというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） よろしいか。

○19番（高橋繁夫君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時45分といたします。

（午後2時27分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第3番、栢木進議員。

○3番（栢木 進君） 第3番、栢木進でございます。

今回の一般質問は人口減少問題についてと公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の一体的改正について大きく2つの一般質問をいたします。

まず、1つ目の質問として人口減少問題についてお伺いいたします。

2005年史上初めて日本の総人口が減少に転じて以来、人口減少が社会的な課題となってきました。昨年5月増田寛也元総務大臣を座長とする日本創生会議は2040年までに全国の市区町村の半数が消滅する可能性があるというレポートを発表し、消滅可能性都市896自治体を公表されました。これは自治体関係者など、社会全体に衝撃を与え、同年7月、全国知事会はこのまま地方の人口が減り続ければ多くの自治体が消滅しかねないとの強い懸念から、少子化非常事態宣言を打ち出されるに至りました。地方の自治体においても人口減少問題の特徴はこれまで漠然と危機が語られながらも、減少を前提とした対策や取り組みがされておらず、また適正な人口規模とそれに応じた地方のあり方をめぐる議論が突き詰めて行われず、ある種の思考停止だったと言っても過言ではないと思います。消滅可能性都市リストは賛否両論も含め、その呪縛を解く起爆剤となったと私は思います。

本市が消滅可能性都市のリストに入っていなかったのはよかったのですが、平成19年3月に策定されました第1次野洲市総合計画で平成17年の国勢調査に基づく人口が4万9,486人で、5年間の増加率は2.4%と県内の市町の中では依然高い水準にあることから、人口が増加するものと見込まれるため、平成32年における目標人口を約5万9,000人と設定されました。また、世帯数についても引き続き核家族化や単身世帯が増加するものと考えられ、平成32年における世帯数を約2万5,000世帯と設定されました。しかし、本市では平成24年度に人口の基礎データの見直しをされて、平成32年における目標人口を5万9,000人から5万1,500人に改定されました。人口減少問題は病気に例えれば、慢性疾患のようなものであります。人口減少問題の対策とは人口構造そのものを変えていくことであり、効果が出てくるまでには長い時間を要すると思います。しかし、早く取り組めば取り組むほど効果は上がるもので、事態への対応を先延ばししないことこそが基本姿勢として求められるのではないかと思います。また、人口減少にふさわしい経済や社会の仕組みをどうつくっていくか、人口が減少しても持続可能に幸せに暮らしていくためにはどのような戦略が必要かを考えることが大事なのではないでしょうか。

なお、人口増減は主に出生者数と志望者数の差異による自然増減と転入者数と転出者数の差異による社会増減に分けられるため、人口減少への対策も自然減少に関するものと社会減少に関するものとに分類することができると考えられます。人口減少に関しましては、本市の場合、現状で執行部も市民も余り切迫感はないと思いますが、転ばぬ先のつえということわざのように、丈夫なつえを早くから準備しておくことが重要ではないかと考え、人口減少問題について4点お伺いいたします。

まず1点目に、本市での平成32年の目標人口の到達見込みや第2次総合計画策定の範疇になると思いますが、平成33年以降の人口予測を踏まえ、現状でこの人口減少問題に関し、どのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

次に、2点目として、人口減少による地域社会への影響についてお伺いいたします。まず、私は地域経済への影響、特に地域での消費の影響が懸念されると思います。次に、地方自治体の税収への影響が考えられます。さらに地域コミュニティーへの影響や人口減少で住居が過剰となり、空き家が増加する影響、そして人口減少に伴い、利用客が減少し採算が悪化したバス路線がサービスを縮小したり、廃止したりすることが懸念されることから交通インフラへの影響などが考えられると思いますが、この点につき、いかがお考えか、お伺いいたします。

次に、3点目として、社会減少に関して伺います。社会減少に関する施策について一般的に地域産業の活性化と就業機会の増加、地域の公共サービスの充実、観光産業の振興と交流人口の増加などが考えられますが、本市においては市街化区域の拡大が重要と私は考えますが、この点について、いかがお考えか、伺います。

4点目として、3点目で伺った社会減少に対し、自然減少について伺います。本市でも少子高齢化が進み、ますます自然減少が加速されてくると思います。本市としても保育行政については徐々にこども園を整備されて待機児童の解消に向けて努力されており、また、学童保育については待機児童が解消されているといった状況であります。より一層の子どもを産み育てやすい環境をつくっていくための施策が必要と思います。それは市として財源の問題はあると思いますが、学校や園における学級費や給食代の保護者負担の減額などをされてはとありますが、この点につき、いかがお考えか、伺います。

それでは、2問目の公共工事の品質確保の推進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律等の一体的改正について、5点伺います。

なお、以降、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を「品確法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」を「入契法」と呼ばさせていただきます。

まず1点目として、品確法とその関連法の改正について伺います。

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するために公共工事の基本となる品確法を中心に、密接に関係する、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法の改正が昨年の通常国会で成立いたしました。その背景には公共事業関係費の大幅な減少による建設業者数、あわせて建設就業者数の著しい減少による業界の疲弊によって労働環境も悪化し、若年入職者数の減少、高齢化が進行し、将来の担い手不足に陥り、建設業の責務である社会基盤整備の推進や災害時の応急復旧活動等が果たせなくなる状況に陥り、安心、安全な国土形成にも大きな影響を与えかねないとの危機感からのことです。品確法は公共工事の品質確保の推進、入契法は公共工事の入札契約の適正化、建設業法では建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展が大きな目的となっています。この三法が互いを補完することで地域経済発展の一翼を担う建設業の健全な発展を期していかなければならないと考えます。

そこで、伺います。品質と関連法改正をどのように評価され、また今後本市としてどのように取り組んでいかれるかをお伺います。

次に、2点目として、建設産業の発展とその地域貢献度についてお伺いいたします。

建設産業界をはじめとして、地場産業の育成、活性化は喫緊の課題であります。これまで人材の育成や公共工事の品質向上に真摯に取り組んでこられたこうした企業の努力に報いるためにも、公正で透明性を堅持しながら公共工事の地元企業の受注機会の確保に積極的に取り組んでいただきたいと思います。いかがお考えか、お伺いいたします。また、地域にとって、建設産業は大きな基幹産業であります。地域の雇用を支え、人材を育成、地域コミュニティの維持発展に大きな役割を担っておられます。何よりも予期せぬ災害にいち早く対応できるのはこうした皆様の支えがあるからであります。

そこで、あわせてお伺いいたしますが、入札制度においてこの地域貢献度をどのように認識され、どのように反映させていかれるのか、お伺いいたします。

次に、3点目として、適正な入札価格についてお伺いいたします。

東日本大震災から4年がたちました。一日も早く安心して暮らせる復旧復興が急がれるところでもあります。その反面、いろんなところで人手不足や資材費の上昇、労務単価など、大きな影響が出ています。標準積算と現場の施工実態の乖離が生じ、不調が起こることから、担当者の経験不足など、発注者の体制整備等に向けた取り組みも急がれるところです。本市においては適切にこうした状況に対応しておられると思います。今後とも現場の声をお聞きいただき、適正な入札価格に反映していただきたいと思います。いかがお考えか、お伺いいたします。

次に、4点目として、歩切りについてお伺いいたします。

去る4月30日の新聞によると、国土交通、総務両省が公共工事の入札で予定価格を根拠なく引き下げる歩切りの実態調査が発表されました。全地方自治体1,788団体が回答、今年1月1日時点で約4割にあたる757団体が歩切りを実施していたが、うち3分の2の団体が見直す予定とし、一方、156団体は見直しに否定的な見解を示したと報じられています。発注者は歩切りと認識せず、設計金額が適切に積算されていないのに予定価格としている場合があると思われ、他方、業者側からは価格が合わないので、歩切りではないのかと、双方の認識のずれは否めません。そこでお伺いいたします。この調査に本市は回答を寄せられたのか、また、本市として歩切りの実態はあるのか、ないのか、現状と今後の対応策についてお伺いいたします。

最後に、5点目として、ダンピング受注の防止についてお伺いいたします。

冒頭にも触れましたが、改正品確法には現在及び将来の公共工事の品質確保と公共工事

の品質確保の担い手の中長期的な育成、確保の推進が新たな目的として追加されました。この目的を実現するためには言うまでもなく適正な利潤確保ができる予定価格の設定や低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等によるダンピング防止措置を講ずること、計画的な発注や適正な工期、適切な設定変更などが発注者責務として明記されました。ダンピング受注は工事の手抜きや下請業者へのしわ寄せ、土木作業員の賃金、労働条件の悪化などを招き、ひいては建設業の健全な発展を阻害する大きな要因であります。ダンピング受注の防止にどのように対処し、対策を講じていかれるのか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（遠藤伊久也君） 栢木議員の人口減少問題についてのご質問にお答えをいたします。

大きく4点ございます。私の方からは1点目、2点目、それと4点目について答弁をさせていただきます。3点目につきましては都市建設部長の方からご答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、人口減少問題に関する認識についてということでございます。本市の人口につきましては平成25年以降ほぼ横ばい状態が続いております。第1次総合計画策定時の推計と比較をいたしますと、下回る結果となっております。今後は若年層の転出等により社会減が増加することから、野洲市の人口は減少傾向に転ずると推計をされております。平成33年以降の次期総合計画において人口推計の見直しが必要になると考えてございます。

2点目の人口減少による地域社会への影響についてでございますけれども、まず、地域経済、消費への影響についてでございますが、人口が減少した場合の市内消費は当然、落ち込むことが予想をされます。それから次に、税収への影響についてでございますが、人口減少及び人口減少に伴う労働力人口の低下は税収の減少に直結するものと考えてございます。特に個人住民税は納税者の絶対数の減少によりまして、大きく影響を受けます。また、人口減少により経済活動や消費行動が停滞した場合には間接的には住民税の法人分にも影響を受け、税収減になることが予想されるところでございます。

それから次に、地域コミュニティへの影響でございますが、現在でも自治会活動に無関心な市民の増加、あるいは高齢化などによりまして、役員の担い手不足が課題となってきております。今後、人口減少の局面を迎えるとなると、これらの課題は一層深刻化する

ものと予想がされます。

次に、空き家が増加する影響についてでございますけれども、先に北村議員のご質問でもお答えしましたとおり、周辺環境に影響を与える危険な空き家につきましては、既に野洲市空き家の適正管理に関する条例によりまして、安全確保に努めております。しかし、今後空き家となる、また適正管理が課題となる空き家につきましては、その利活用を含めた管理について今後の課題であるというふうに認識をしております。

次に、交通インフラへの影響でございますが、ご指摘のとおり、利用客の減少は事業採算の悪化を招き、減便、または路線の廃止などにつながるおそれがあると考えているところでございます。

それから、大きな4点目でございますが、自然減少についての中で子育て支援のための学級費及び給食代の負担軽減についてでございます。合併以降、本市では中学校までの学校給食を実施しておりまして、その原材料分のみを保護者に負担していただいております。この給食の実施に必要な人件費や光熱水費、施設費及び施設の維持管理費等を公費で負担をし、サービスを維持していることから、給食費の減額は考えておりません。学級費は学校や学年により負担額に差があることから、また、原則として実費負担を求めるものでありますことから、公費での補助には馴染まないものというふうに考えているところでございます。

以上、私からの答弁は以上でございます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 栢木議員の3点目の社会減少に関する市街化区域の拡大が重要ということではありますが、それに対してのお答えをさせていただきます。

ご承知のように、市街化区域の拡大など、都市計画の区域区分の見直しにつきましては、大津湖南都市計画区域全体で検討が進められ、滋賀県が決定されるものであります。また、ご質問の市街化区域の拡大そのことだけで必ずしも人口の社会減少の対策にはならず、さらに地域産業の活性化等、パッケージとして政策も必要であると考えているところでございます。

具体的には伸びいく企業の支援や利便性の向上や市内消費の拡大のための商業施設の進出支援、また子育てや医療等の公共サービスの拡充などに引き続き取り組み、野洲市が市民にとって住みたいまち、住み続けたいまちとなり、結果として定住人口が増加し、また観光の充実等により交流人口の増加も期待され、こうした継続した取り組みの成果として

人口の社会減少対策につながっていくものと考えているところでございます。

そうしたことから本市の現状といたしまして市街化区域面積が近隣市と比較しますと、狭小であることや前回の見直し時期からまちの様子も変化してきていることから、今後、実施予定しております基礎調査などをもとに市街化区域の拡大についても検討をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、栢木議員の大きな2つ目の、いわゆる品確法等の一体的改正についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、その1点目ですが、品確法と関連法改正の評価について、市の今後の取り組みについてお答えをいたします。

今回の改正は議員ご指摘のような社会状況の中で現在だけでなく、将来にわたって品質と担い手を確保することを目的としており、本市が目指す安全、安心なまちづくりの趣旨に合致するものと考えてございます。今後の取り組みにつきましてはこれまで同様に改正法の趣旨にのっとった姿勢で取り組んでいく所存であります。

2点目の建設産業の発展とその地域貢献度に関する質問にお答えいたします。

市内業者におきましては建設工事の業種に応じて経営規模や技術職員数等に応じた格付けをしており、この格付け区分には請負工事標準額を定めています。指名競争入札には格付けしました市内業者を最優先で指名し、より多くの市内業者が受注いただける機会を確保しております。また、地域貢献度ですが、格付けの選定基準において市との防災協定や水道復旧対策、そして雪寒対策への協力、また従業員の市消防団への入団等々を評点の加算項目として取り扱っております。

3点目の適正な入札価格についてお答えいたします。

工事における設計金額は国や県が示しています基準に基づいて積算しており、今後とも現場の実態と乖離のない設計に努めていく所存でございます。また、市の入札及び契約手続における公正性の確保と透明性の向上を図るため、第三者による野洲市入札監視委員会を本年度より設置いたしまして、より一層の適正化を図ってまいります。

4点目の歩切りについてお答えいたします。

お伺いの調査は平成26年12月18日付で滋賀県を通じて照会があり、本市も回答しております。本市の場合、予定価格の設定につきましては国土交通省がやむを得ない場合

とする事務効率化のための極めて少額の端数処理のみで、歩切りは行っておりません。

5点目のダンピング受注の防止についてお答えいたします。

現在、取り組んでいる防止策は最低制限価格の設定であります。設定につきましては、平成25年度に改正されました低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルで示されております予定価格の7割から9割の範囲で設定しております。これまでの実績におきまして、品質と価格の両面において支障は生じておりません。今後とも最新の情報や動向を踏まえながら適切に取り組んでまいりたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 栢木議員。

○3番（栢木 進君） ご答弁ありがとうございます。

ただいま答弁いただいた内容についておおむね疑義はないのですが、1点だけ再質問いたします。人口減少問題の3点目の質問について、市街化区域の拡大の重要性についてお伺いいたしましたが、市街化区域の拡大は本市だけでできるものではなく、湖南市を含めた大津湖南都市計画区域の中で策定されるものとご答弁いただきました。現在、本市においてコンセンサスを得られた地区はないとお聞きしておりますが、次期見直しに向けて、滋賀県が現況調査及び基礎調査をされるとお聞きしております。市街化区域の枠取りばかりではだめだとは思いますが、ぜひ市街化区域が拡大できるようにアプローチすべきと考えますが、この点についていかがお考えか、お伺いし、再質問といたします。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 栢木議員からの市街化区域の拡大に向けての働きかけという再質問にお答えをさせていただきます。

今言われましたように、基礎調査については滋賀県から正式なスケジュール等は示されておられません。このような状況の中で、まず野洲市の人口の現状及び将来的な推移等の基礎データを収集すると共にその検証結果を踏まえ、実効性のある計画、熟度の高い計画については関係機関に働きかけると共に魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 栢木議員。

○3番（栢木 進君） ご答弁ありがとうございます。

これで、私のからの質問を終わらせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第7号、第5番、中塚尚憲議員。

○5番（中塚尚憲君） 第5番、中塚尚憲です。お願いします。

最近6月になりまして、ちょっとじめじめと夏が近付いてきているなど皆さん多分感じてこられていると思います。夏になると、やっぱり皆さん思うのがイベントですね。夏祭りであったりとかバーゲンがあったりとか、お金を使う機会、あと人が出る機会がふえてくると思います。その中で野洲市が地方創生など、いろいろ出ている中で野洲市のプレミアム付き商品券とか、いろいろ出ていましたので、その辺あたりを順番に一般質問させていただきたいと思います。

それでは、質問させていただきます。現在、プレミアム付き商品券というのをホームページの方とかで募集されていると思いますけれども、現在、市民から申請の数というのはどのぐらいありますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、中塚議員のプレミアム付き商品券についてのご質問、1点目でございますけれども、現在の申請数についてお尋ねでございます。

商工会に確認いたしましたところ、商品券の購入の案内の発送作業が実は遅れているということを聞いております。したがって、まだ申請ができる状況には至っていないという状況でございます。ちなみに、最新の情報でございますけれども、商工会さんのホームページにもアップはされておりますけれども、私どもも先月の全員協議会、あるいは広報にもご案内で5月の下旬にはお手元に届くであろうというお知らせをしておりましたけれども、実のところ来週早々から順次お手元に届くという状況でございますので、お尋ねの部分については実際のところ申請数はゼロという形のお答えとさせていただきます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

ちょっと関連でお伺いしたいなと思ったんですけれども、6月上旬から順次に発送が始まるということは今まで予定されているこの日程とかは、例えば、申請日いつからいつまでとか、多分あったと思うんですけれども、その辺のずれ込みとか、あと告知とか、そのあたりはいかがでしょうか。もしわかれば構わないんですけど。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 現在の状況でございますけれども、全員協議会でもお知らせ

せをしておりましたけれども、最終の申し込みの締め切り期限でございますけれども、当初の6月19日という形でお知らせをしておいたというふうに思っております。この日につきましては、発送が遅れているということを考えまして、商工会さんの方で実は6月25日まで延長されるというように聞いております。

ただ、商品券の発送というか、発給できる、交換する日にちですけれども、これは当初どおりという形で現在進めているという状況です。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

そうしましたら、使える店舗数というのが多分商工会に委託され、募集されていると思っておりますけれども、現在、今、何店舗ほど候補が上がっているか、教えていただけますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 6月1日現在という形で、この店舗数でご案内が行くわけですけれども、135店舗。ただ、本日もふえているのかもしれませんが、随時受け付けていくという状況で、お答えとしては現時点で135店舗という形でお答えをさせていただきます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

ちょっと通告ないんですけど、その中で大型店舗というのはどのぐらい入っていますかね。もしわかればいいんですけど、そんな大型店舗たくさんないので。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） これも一応、どういう店舗、135店舗の内訳も全部チラシで配布されるわけですけれども、ここに手元に持っておりますのは丸善野洲店さん、アルプラザ野洲店、ザ・ビックエクストラ、これ、昔のイオンということですね。それから、西友野洲店さん、コメリ中主店さん、これがいわゆる大型と言われる部分で、現時点での店舗という形でございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

そうしましたら、その取扱店舗へのメリットと呼ばれるものは何が考えられるか、お答え願いますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） プレミアム付き商品券の発行の目的でございますけども、地域の消費喚起としているところでございます。したがって、プレミアム分、20%あるわけですが、これによってお得感を出して消費拡大により、結果として取り扱い店さんの売り上げ増が見込まれるのではないかなというふうのように予測をしているところでございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

商工会への商品発行取り扱い募集など、その他一切の業務について商工会の方に今回は委託されていると思うんですけども、その選定の経緯をもしわかればお教え願いますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） まず一番大きい要因なんですけども、これにつきましては国の、いわゆる推奨するモデル例であるということが第1点でございます。そして、商工会なんですけども、基本的な考え方としては、いわゆる公共性の高い団体であるという観点からガバナンスの観点からも当事業を委託するにあたっては最善の団体であろうという判断をしたところでございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

まあ言ったら、市がそれをいいと思って選んだだけ、例えば、こういうのがありますからというのでは募集はされていないというような形ですかね。まあ言ったら、公募みたいな形でこちらがもう公共性がその団体はあるというので、こちらからもうその会社しかないといって、指名してやるという形ですかね、今の回答やと。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 理解としてはそういうように取り扱っていただいて結構かと思えます。行政としても、一番の唯一の商工会さんが入っておられる団体でございますので、非常に公共性が高いとして判断をしております。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

その委託にあたって商工会より事業計画書など、例えば、お金が動く事業であれば、事

前に、例えば、こういう事業でこれだけ幾ら使いますというような事業計画書の提出は受けておられますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 当然のことながら、市が委託しておりますので、市の仕様書に基づいて、それに基づく提案書という形で受けております。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

そしたら、次、行きます。先ほど20%と呼ばれるプレミアム部分でお得感を出すというような話がありましたけれども、僕もホームページでプレミアム商品券の検索をしたんです。滋賀県プレミアム商品券とかとすれば、いろいろ出てくるんですけども、その中で調べられる分だけ一通り自分でその市町のホームページとか行って、見させていただいたんですけども、もちろん調べていると思うんですけど、いろいろあるんですね。まあ言ったら、20%というのは一番低いぐらいというか、まあ言ったら、取って付けたような感じぐらいの値段なんです。もうこれだけ後発で通常出される場合というのは、やっぱり市民からの期待も上がりますし、そういうのも含めて、なぜ20%にされたかとかがわかればお願いいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 今回、20%とした理由でございますけれども、そもそもが今回は国の交付金事業ということでございます。野洲市に交付内示があったのは、実はプレミアム分は4,200万という形の交付でございます。現在、市内には1万9,000世帯あるわけですけども、これを少なくとも各世帯1冊を買っていただけるという形で、いわゆる計算上、計算しますと、20%にすると2万1,000冊、2,000冊ほどはちょっとよけまいにあるんですけども、それでいくと、少なくとも1世帯は公平に渡るといふ形から20%というように決定をさせていただいたところでございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

そうしましたら、今の交付金の中で割り振って、冊数など、あとパーセントも決めたとおっしゃっています。登録料とかがこれも市町によって、またばらばらなんですけれども、登録料を取っているまちもあれば、取っていないまちもある。その中で野洲市はちょっと他の市町よりも、多分一番高い設定で取ってはるんだと思うんですけども、その価格設定

の理由をわかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 今回、この事業を商工会さんに委託したわけですが、本来ですと、国の例にもあるんですけども、商工会の会員さんだけの店というわけにはいきませんので、国の交付金事業になりますので。その公平性から考えますと、商品券の発行手数料を他の分も会員でない部分も同じように商工会がそういう手数料を負担するといった観点から、それなりの応分の負担をされるという形の発想だと思います。価格設定についてはもう商工会さんにお任せをしているという状況でございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

やはり、後発になりますと、比較ができるんですね。やっぱり、他の市町、例えば、登録料も換金手数料もゼロのまちもあります。その中で430店舗ぐらい使えるようなまちがあったりするんですね。やっぱり、同じように20%使えるんであっても、その中で使える魅力の伝え方というのは、違うと思うんです。現在、今、135店舗という話を聞いたんですけども、僕が調べた中やと一番少ないんです。出ていない店舗、出ていない市町もあったので、まだわからないんですけども、今、僕はオープンで出ているサイトで見たとところによると一番少ないんです、登録されている店舗数。その中で一番安いというか、一番お得感がないというか、僕が調べたところによると、他と一緒に20%と登録の一番高いところの手数料を取る、その辺がどうしてもちょっと納得ができません。例えば、取り扱い業者、先ほどメリットという話で聞かせていただいたんですけども、もちろんそれで消費喚起がふえるかもしれないんですけども、やはり、店舗さんとしては登録するために前でお金を払うわけですね。その見込みが読めないままで、その金額設定、逆に使える店舗数が少ないということはそれだけばらまきで、それだけ来はる可能性も高いんですけども、やはりちょっと初めてやるものにしたら、ちょっとハードルが高過ぎるのかなというような感じはしたんですけども、その辺、どのように感じられましたでしょうかね。この手数料とか、ぱっと、多分書かれているのを見たと思うんですけども、普通の事業者さんがこれを見たときに野洲市でこの価格設定というのは適正やと感じられましたでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 冒頭申し上げましたように、基本的には市の仕様書に基

づきまして、あとは国の例にもありますけども、そこまでどれだけ設定にするまで仕様書はしておりません。そこは商工会独自の判断という形で指導とか、こういうふうにしなさいというような設定は今回ありませんので、そこは商工会さんの判断というようには理解をしております。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 済みません。ありがとうございます。

提案型の交付金であるにもかかわらず、他の多くの自治体で右へ倣えのプレミアム商品券の導入を決めた理由は何か、他にアイデアはなかったのか、そのあたりをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） まず、今回の交付金事業なんですけども、ご案内のとおり、生活支援型と地域消費喚起型、2つの選択がございます。生活支援型につきましては、国の例示によりますと辺地等、いわゆる不便な地域を限定して想定されていますので、野洲市の場合については、いわゆる国がパッケージで示しました消費喚起型で実施をするという形で実施をしているところでございます。したがって、これを利用すると、当然、取り扱い店さんはいろいろな売り上げをするために、いろんなアイデアを出されるということをご期待しているところという形で考えているところです。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

2個目の他にアイデアはなかったのかというようなご回答はもしわかればお願いします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 先ほども言いましたように、基本的にアイデアと言えるか、今回は国の推奨がありましたので、どちらかといえば、そういう形で実施をしていくという形で、あらかじめ国の例によってやっていくという形で、アイデアがないのかという、市からの独自の思いで国が交付決定していませんので、こういう形で、やって下さいまでは言っていないんですけど、基本的なパターンはこういう形ですよという、国のパターンがありましたので、それによって実施をしているというのが実際のところでございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

市としての評価、指導など、取り扱いについてどうお考えか、教えていただけますでし

ようか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） これも国の、言えば、交付金の要綱にございますけども、基本的には検証する必要があると。これはアンケートを実施することになっています。したがって、アンケート結果を踏まえた中でそういった、後の議論になるかと思いますが、それは検証しなければならないというようには思っております。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） アンケートというような話が出たんですけども、こちらは事業者さんだけですか。それとも、使っていただく市民の方にもアンケートというのをとられるような形ですか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それは市民の方です。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 事業者側は、逆にどうですか、アンケートはとられないというような形ですか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 先ほどから何遍も言っていますが、国のパッケージですので、当然、商工会さんが今回取り扱い店、会員さん以外のこともありますので、そういう形でされるのかどうかは別として、今のところはあくまでも消費者に対するアンケートという形で理解をしております。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

右へ倣えというような感覚やと思うんですけども、やはりせつかくのものです。やっぱり、他の市町を見ていただいても、まあ言ったら、後発なんで普通に多分見ることができますし、比べることもできます。逆に言うと、際立たせることもできることやと思うんです。それを当たり前のまま当たり前で終わらせてしまうと、やはり何も残らないんですね。やっぱり、ちょっとはアイデアを入れる、野洲市ならではのものをいれる、先ほど言うた、たどとか、野洲市特産のものとかもありますね、これまでやってきた、そういうのに対して何か付けるとか、何とでもやり方はあると思うんです。商工会に任せている、商工会判断やからというだけで終わらせてほしくないような事業になるんですね。これから、

いろいろ全部のものに多分つながってくると思うんです。やっぱり、一つひとつ大事にこなしていただきたいなというような感じで、ちょっとこちらは1件目の質問を終わらせていただきます。

第2に、観光物産協会の市長要求による監査についてに移りたいと思います。

先ほど、丸山議員の質問で回答等をいただいておりますので、市長への質問等を省略させていただきます。

平成16年10月より同、野洲観光物産協会会則が施行されており、会則第26条、「本会の事務をするために事務局を置く」とあり、①観光物産協会事業調査及び記録とその保管、②会員の加入退会及び会員名簿の整理、③会計に関する事項処理、④本会の日常事務処理、⑤渉外関係に関する事項処理、5個ありますけれども、それぞれの管理状況はいかがか、教えていただけますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） それでは、中塚議員の第2点目でございますけれども、観光物産協会の監査でございます。その中の1点目でございますけれども、今、観光物産協会の会則第26条、お尋ねの項目については第5項に定めているわけですが、その管理状況ということでございます。この部分については監査報告書でも指摘をされているところでございます。個々にということですので、一番目の観光物産事業調査及び記録とその保管、あるいは2番目の会員の加入退会及び会員の名簿整理、3番目の会計に関する事項処理、こうしたものにつきましては実際のところしっかりと管理がされていなかったということでございます。また、4番目の本会の日常事務処理、あるいは5番目の渉外関係に関する事項処理についても十分な管理がなされていなかったというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

次の会則第27条、「事務局には次に挙げる書類を備え付けておかなければならない」とあり、①会則、②会員名簿及び会員の移動に関する書類、③理事・監事及び職員の名簿、④収入、収支に関する帳簿及び証拠書類、⑤財産の状況を示す書類、⑥その他必要な書類とあります。申しわけないですけど、またそれぞれ教えていただけますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 続きまして、第27条の関係ですが、備え付け帳簿

及び書類の関係でございます。この部分についても監査報告書で指摘がなされているところでございます。そこには協会運営は、お尋ね以外の部分でございますけれども、総会の議事録、あるいは会員名簿、物品管理表がないなど、適切な運営ができていなかったというような形で指摘をされております。

その上で、1番の会則、3番の理事・監事及び職員の名簿、これにつきましては備え付けがあったと、されていたというところでございます。そして、2番目の会員名簿及び会員の移動に関する書類、あるいは4番目の収入、支出に関する帳簿及び証拠書類、あるいは5番目の財産の状況を示す書類、それと6番目のその他必要な書類につきましては備え付けがしっかりとされていなかったと、こういう形でございます。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

毎年、観光物産協会へ幾ら財政援助をしているか、お願いいたします。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 毎年という形なんで、何年度からお答えをすればいいのかわかりませんが、ちなみに、24、25が問題になりましたので、24年度から申し上げますと、24年度で513万6,000円でございます。実は、緊急雇用の分がありますので、それを除いた部分での協会の補助金という形でご理解をいただきたいんですけども、再度申し上げますと、24年度で513万6,000円、そして25年度で5766,000円、そして26年度では550万といった形で交付をしているところでございます。ちなみに、今年度につきましては補助金を見直しましたので、額として279万というのが今年度の補助金の額というところでございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

前後しますけれども、物産振興事業費としてのたでの栽培、加工に毎年約60万ほど付いているんですけども、その内訳を教えてくださいませんか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 60万の内訳ということなんですけれども、実はこの中にはそれ以外の部分が含まれております。ですから、お尋ねの部分につきましてはたでの栽培に係る部分ですので、24年度で申し上げますと27万6,916円がたでのに係る経費

と、25年度では42万7,558円、26年度で申し上げますと46万6,254円、こうした経費が含まれていたところでございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

栽培と加工やと多分価格帯が大分変わってくると思うんですけども、どちらかだけでもいいので、分けて教えていただけますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 手元に持っている資料で申し上げますと、例えば24年度ですけども、たでの栽培と収穫を合わせた金額しかわからないんですけども、これで12万5,335円ということでございます。そして、加工費ですけども、これが14万241円と。たでの検査費が含まれております。これが1万1,340円。25年度につきましては栽培と収穫全てが、先ほど申し上げました42万7,558円ということでございます。26年度で申し上げますと、たでの栽培と収穫で26万4,750円、加工費が18万9,840円と、検査費が1万1,664円という形になっております。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

やはり、どう言うたらいいんですかね、ちょっと数字的には普通の農業している人、種を買うとか、感覚からすると、ちょっと高いように感じるんですが、すごく栽培されていたという形ですかね。栽培に二十何万かかるということはすごい種を買っているのか、栽培経費がすごくかかるのか、その辺もう少しちょっとわかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） この部分が実は不正経費というか、不適正な処理になっていたんですけども、たでブランドでいろんな形でPRも含め、栽培面積もふやして、販売しようとしたんですけども、結果として思いの他そうは売れなかったもので、こうした経費がかさんできたというのが現実だというように思っております。

以上です。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

売れなかったのは結果やと思うんですけども、その面積をふやしたりとかしているとい

うことは収穫量は上がっているということなんですかね。最後の不正経理とかの前に、実際こうやって栽培してはると思うんですけども、その収穫とかというのは値段が上がっていますので、その辺で収穫量ももちろん上がっていたんですかね。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 実のところ、そういう経費がかかるという形で栽培とか収穫について、一定のときについては委託をしておったんですけども、あとは直営ですとかそういう形で経費がかさんできましたので、そういった経理がなされていたということでございます。極力、その部分に係る部分についてはつくっても売れなかったということですので、その栽培した部分については直営で収穫してみたり、そういった形が行われていると、こういうことでございます。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

したら、本年度はもうそのあたりは大分削られているというような形ですか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 今年度は予算上はこの経費は見えておりません。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

ということは、もうたでの栽培がとまった感じになるんですかね。在庫はあると思うんですけども、その辺で今後、ブランド化してというのとかはあんまり行政は手を出したくないというようなニュアンスですかね。また、継続して、やっぱり作り続けないと、そこであかんからとめてしまうとちょっと変わってくるかなと思ったんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） まだ在庫を抱えておりますので、当分の間はいけるというように理解をしております。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

物産協会の基金の積み立てはされているかどうか、おわかりでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 基金の積み立てはございません。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 協会の資金残高は幾らあるか、ご存知でしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） この資金残高という意味なんですけども、決算を見ていただいても1万以内の収支決算ですので、そういった意味ではないという答えが正しいのかなというように思っています。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

今、お金の話とかを大分させていただいたんですけれども、協会とか、運営の上では、今で言うと、病院もそうですね、お金がというのが絶対出てきたりもするんですけれども、やはり必要やと思うんです。平成16年のこの会則ができてからやともう10年以上この残高で回していたと思うと、援助している団体としては適正かどうかというのは見直す必要があったんじゃないかというようなのが、開けて見てわかったのかもしれないし、不正が表へ出て改めてわかったのかもしれないんですけど、こうやって表へ出ている状況で、このまま今までどおりのお付き合いというのは市長が嫌いな公平性とか透明性に欠けると思うんですけれども、その辺というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 補助金の効果、あるいは協会自体の問題だと思うんですけれども、市としては協会自体の必要性というものはあるかというように思っています。今回、問題になったのはその協会の運営でありますとか、その体制ですので、市としては協会そのものには補助をしていったというのは一定の効果があるというように理解をしています。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

先ほど、丸山議員が質問の中でいろいろ市長が回答をさせていただいて、もっと透明性を保つ、明確に切り分けていくことが必要であると答えられているんですけれども、現在、観光物産協会へ所轄内のあそこにあると思うんですけれども、そこで賃料とかは取られてはりますでしょうか。

○議長（河野 司君） もう一度、今のを。

○5番（中塚尚憲君） 観光物産協会の事務所としての賃料は取られておりますか。ごめんなさい、前後します。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 事務料は取っておりません。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

こういうのも含めて、やはりそれぞれの団体にはそれぞれしっかりお金を払うものは払ってもらって、維持運営をするならしっかりしていただく、そこからまずスタートできないと、先ほど、協会自ら判断を任せているとか、いろいろ言われているんですけども、近付き過ぎている団体やとも思うんです。やはり、こういうところで1回線を引く、しっかりお金をもらうところ、こんな一等地で事務所構えたら、普通に考えたら高いですしね。その辺も含めて、もう一度検討されてはいかがかなというような形で思っております。これで、2問目の方の質問を終わらせていただきます。

次に、3番目に移らせていただきます。

（仮称）野洲市立病院整備に係る、あるべき新たな財源確保の実施についてに質問させていただきます。

前回、5月22日の全員協議会で資料として出されました、（仮称）野洲市立病院整備に係る課題と今後の予定等についてというような資料の中で、今まで市長自ら否定し続けた病院整備に伴う固定資産増税か都市計画税増税を突如示された理由を市長からお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中塚議員の病院の整備に関しての都市計画税なりの提案の突如の理由と伺いますか、それは突如予算が継続審議になって、たちまち予算常任委員会が開かれて、全協で申し上げましたけれども、余り議論もなくて予算が通過して附帯決議が付けられたと、そういった事態があったからです。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

そうしましたら、継続になったからという理由で市長は突如決意されたというような形ですか、今の話であれば。僕は今まで1年間ほど病院の関わる事業でいろいろ委員会の中でもお話を伺っていたんですけども、財政は大丈夫や、市民への増税はしない、断言されていたんですね。例えば、こうやって変更される場合には何か増税に関して、今、資料

も病院の中の資料で初めて増税案が出てきたりしているんですね。そのあたりというのは、議会側のせいというような感じの今の発言になると思うんですけども、何かその辺は、市長としてはどのように考えられていて、議会がそうやったから市長は決断したのか、前からは全く考えてなかったものになるのでしょうか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私の考えていることは3月の議会で提案説明でも経過、意図を含めてきちっと説明いたしますし、長いんですが、事務局が補足した範囲で市の広報にも、細かいんですけど、参考資料として全部お示しをしました。かなりの方が読んでいただいています。予算が、継続審議というのは異例だと思うんですけども、私は病院とか市政、かなり厳しい、何回も耳にたこができていますけども、象が針の穴を通り抜けるより難しいプロジェクトだと思っています。さっき申し上げたように、平成10年に当時のプロジェクトチーム、担当者が言ったんじゃないに、9億円も異様だけでも、新たに、その当時は18億円ですけども、あと3億円が足されていますが、チームで違法を重ねることになるという判断をしているものがされていて、そうして、今の平成23年でしたかね、いただいた野洲病院の提案です。それを真摯に受けとめて、ここまでやってきました。それがあれよあれよで継続審議になりました。確かにプロセスをお見せしているから、一番最初の1月の試算、私も納得していないんですが、内部経過を見ていただいたらわかります、本当にあの後、すごいエネルギーを使って、もう自らいろんなシミュレーションを見ながらやりました。でも、正直にやろうということでお出しをした。それがふらふらしていると言われている。2回裏切られているんですけど、本当に。最後は、でも、きちっと何とかゴールにたどり着いて、16年で黒字転換ができる、これは当然なんです。皆さん方のローンとか車と一緒に、やっぱり10年、15年、初期投資を回収するためには要ります。でも、単年度では赤字補填をする必要がないというのは最終市がお示しした内容であり、基本計画です。

一昨日も、滋賀医大の塩田学長にお出会いをしてきました。これは4月に入ってすぐと思ったんですけど、私の都合と学長の都合もあって、きのう、職員と一緒に行ってきました。あらかじめ情報交換、あるいはお礼ということだったんですが、自ら新聞のスクラップを持っておられて、本当に心配していただきました。対外的にそういう状態の中で進めてきたものです。

ですから、じゃ、なぜそういうふうに継続審議になったのかということを考えれば、ず

っと財政が心配という声が、特に議員の皆さん方からありました。何人かの議員さんともう幾ら議論しても病院反対でした。そして、今回、これ言いましたけど、4月に入って発見した文書、職員がつくって、制度的には私の決裁は要りませんけども、県に送っていた文章に事実じゃなしに職員の判断が書いてあったわけですね。野洲市財政が心配だから、皆さん方にお示ししましたし、私はちょっと全部覚えていませんけども、財政心配だから、病院の事業は岐路に立たされていると。これ、私はここまで職員を心配させたらだめだということで、前言翻したと言うんだったら、翻したと判断していただいてもいいんですけど、これ以上言う必要はなくて、私は真摯に病院を何とかと思って、そして税をかけるとは言っていません。市民に、議会に議論をしていただきたいと。この税はとんでもない税金じゃなくて、一般的に都市と言われるところは負担している税金なので、そして野洲市も一回り議論しているものなので、今回、議案に出していないわけですよ。私はこれを言うにあたって、私の癖だし、やり方だから、4月、5月、いろんな総会があったら、発言をしています。商工会の総代会の挨拶でも発言しています。その他の場でも発言して、ご意見を聞いています。でも、何が何でも押し切るとは言っていない。だから、突如というか、数カ月あって、もともとの野洲市の潜在的な課題であったものを今回、お出ししたということでもあります。

野洲市は本当にいっぱい粉飾しているんですよ。先ほど、栢木議員が5万9,000人と人口おっしゃったけども、あれは5,000人サバ読んでいたのは皆さん方に公表しています。全く5,000人をサバ読んでいた。それはなぜかといったら、水道料金を1,000円下げるためのシミュレーションで、人数をふやすことによって2,000万の赤字にしていたわけです。でも、本当は4,000万、5,000万だったんです。原因はなぜ5,000万ふやしたかということ、幾つか要因があるんですけども、5,000人をふやしたのは水道のシミュレーション、使用量を上げることによって料金が2,000万円の赤字でとまるようにと。こういったごまかしは一切私はしません。ただ、今回の提案は真摯に病院を望んでおられる市民の方、そして期待をしている方、そこに財政が不安だとおっしゃるのであれば、こういう提案もありますよというのをご提案ただけで、そこはあとはもう冒頭申し上げたように、議員の皆さん、市民の皆さんがご判断いただいたら結構かと思います。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

今、いろいろまた脱線してはりまして、ちょっとわかりにくくなったんですけども…
…。

○市長（山仲善彰君） 失礼ですよ、脱線とか。

○議長（河野 司君） 脱線は失礼です。

○市長（山仲善彰君） 失礼や。脱線とか。

○5番（中塚尚憲君） 僕は病院問題のことを……。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午後3時49分 休憩）

（午後3時50分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

今、継続の話が出てきているんですけども、今の話であれば、病院が要るなら、税負担もお願いするのではなくて、やはり市長としては市民への増税負担はさせない、あり得ないなど、言われていたので、逆に言うと、増税せずにできるパッケージ案をもう一度提示するなり、極論極論だけではこんなに大きな規模というのは進んでいかないと思うんですけども、その辺はもう市長は折れる気はないというか、病院をつくるなら増税、全員協議会でもこの病院ができない場合も増税はするという発言をされていまして、その辺はそうやと思うんですけども、なぜこの病院の資料の中で初めてこの増税案を出された、その理由がどうしてもとっぴ過ぎるというか、極論過ぎる話過ぎて、まず市民に今まで増税を、負担はかけないというのをせんど伝えられてこられているわけなので、そこをまず守ろうとは思わなかったのでしょうか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私はだから、増税とセットではないと言っています。財源が心配だとか、まちが破綻すると心配されるのであれば、将来的にそういう検討の選択肢がありますよと言っているわけです。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） そうしましたら、この病院の資料になぜ載せられたかを教えてくださいませんか。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院の財源が心配だと、滋賀県の経緯を見ていまして、また脱線と言うかもしれないけども、まあ、言います。3月25日、大津で市長会をやりました。3月24日に皆さん方は継続審議にされました。そこで、市町村振興課長に私は出会いました。向こうから「財政課長に次、かわります」と内示が出たんです。「本当だったら、私は、お礼を言いたいところけども、残念ながら、もう知ってもらっているかどうか知らないけども、病院は継続審議になりました」と言いました。そしたら、その当時の財政課長がどう言ったか。「残念ですね。だけれども、あんな病院やったら、野洲市は財政破綻を起こしますよ」と言いました。「なぜそんな話を知っているんですか」と言ったら、「いや、職員の方から聞いています」と。私は帰ってきて、すぐにその時点でどういう経緯があったのかと。でも、全部わかりませんでした。全然話がかみ合わなかった。でも、県がそういうことを一言言ったということは私は3月24日まではできると思っていましたし、今もできると思っています。でも、滋賀県のまさに担当課長が「野洲市破綻しますよ」と言ったわけです。どういうデータに基づいているといたら、「職員のヒアリングのデータから見たらそうなります」とはっきり言いました。だから、そこまで不安が重なっているのであれば、病院というものをするためには並みの税であるのをいただいたらいいと。これは時々刻々進展しているわけで、突然というか、私は今議会に条例案を出したら、これは突然ですよ、9月なんか10月なんか、あるいはだめだとおっしゃったら、だめとおっしゃたらいいんじゃないですか。そんなところで私は議論するような話と違って、財源がどうだと、だから、現に賛成しておられる方もあるじゃないですか、税があっても。

一方、また言うともたあれでしょうけども、結び付けておられる方もあるし、私は絶対結び付けていません。それは職員にも言っているし、職員が資料をつくる前にも本当に商工会の総代会、あるいはいろんな会合で皆さん方、病院が継続審議になりましたよと、で、どうするんやとおっしゃる、いろんな懇談会でも。だから、財源が心配しておられるところがあるから、いろいろ考えますと言ったり、もう具体的にお話しした場合があります。

そういうことの積み重ねで、だから、あらかじめ全協で出したわけで、それは一般全協で報告をしたわけですよ。あとはもう手続の問題ですから、何もだめだとおっしゃるんだったら、じゃ、税だめだとおっしゃっていただいたらいいです。私は絶対セットとは思っていません。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） ありがとうございます。

セットじゃないとおっしゃられておりますけども、そしたら、この表題はうそになるんですかね。病院整備に係る、まあ言ったら、セットじゃないというのであれば、やっぱり別の議案として出される、提案として出されるべきかなと思う。この時期にこの病院に対する資料の中で税のことが書かれて、必須であるとかも書かれていたとかもします。そうすると、やはりセットじゃないという言葉がどうしてもそれが事実かどうかわからん。セットじゃないのであれば、セットじゃない資料にしておいていただけるとわかりやすいんですけど、その辺はどうですか、市長。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと反問します。

○議長（河野 司君） 反問。

○市長（山仲善彰君） 今、必須やいうて、書かれていますか。

○5番（中塚尚憲君） はい。

○市長（山仲善彰君） どこに書いていますか、必須。

○議長（河野 司君） 中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 3ページです。あるべき新たな財源の確保策の実施。今言って大丈夫でしたか。

○議長（河野 司君） どうぞ。

○5番（中塚尚憲君） 済みません。前述のとおり、本市は合併協議会等の経緯から現在周辺他市が導入している都市計画税を賦課していないが、超高齢化等の社会構造の将来的な変化と総合的に推進しようとしている都市基盤整備を考慮すると、本来この税の導入は必須であると考えられると書いてあります。

○議長（河野 司君） どうですか。

○市長（山仲善彰君） はい、結構です。

○議長（河野 司君） どうぞ、質問、続けて下さい。中塚議員。

○5番（中塚尚憲君） 僕の質問は、今、途中違いましたか。分けられる必要が……。

○議長（河野 司君） 2問目の回答をされたので。また。

○5番（中塚尚憲君） 回答されて。僕は質問していませんでしたか、今。分けられるべきじゃありませんかという話をしていませんでしたか。

○議長（河野 司君） 暫時休憩いたします。

（午後4時03分 休憩）

(午後4時03分 再開)

○議長(河野 司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

中塚議員。

○5番(中塚尚憲君) そしたら、次に行きます。

平成24年12月に3分の1を超える議員が反対したことにより新病院整備検討凍結されているが、現在、継続に関したら否決されて7対11というような形になっていましたけれども、こういうような報告を受けて、前回と同様の凍結はお考えでしょうか。

○議長(河野 司君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 凍結とかというのは、段階ではなくて予算が否決されているわけですから、あのあたりは方針とか、構想とか、そういう段階ですね。構想予算を付けるか、付けないか。だから、ちょっとご質問のレベルが超えているのではないかな。予算が提案して否決をされているわけです。

○議長(河野 司君) 中塚議員。

○5番(中塚尚憲君) わかりました。ありがとうございます。

したら、一般質問を終わらせていただきます。

○議長(河野 司君) お諮りいたします。本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明5日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後4時05分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年6月4日

野洲市議会議長 河野 司

署 名 議 員 栢 木 進

署 名 議 員 岩 井 智恵子